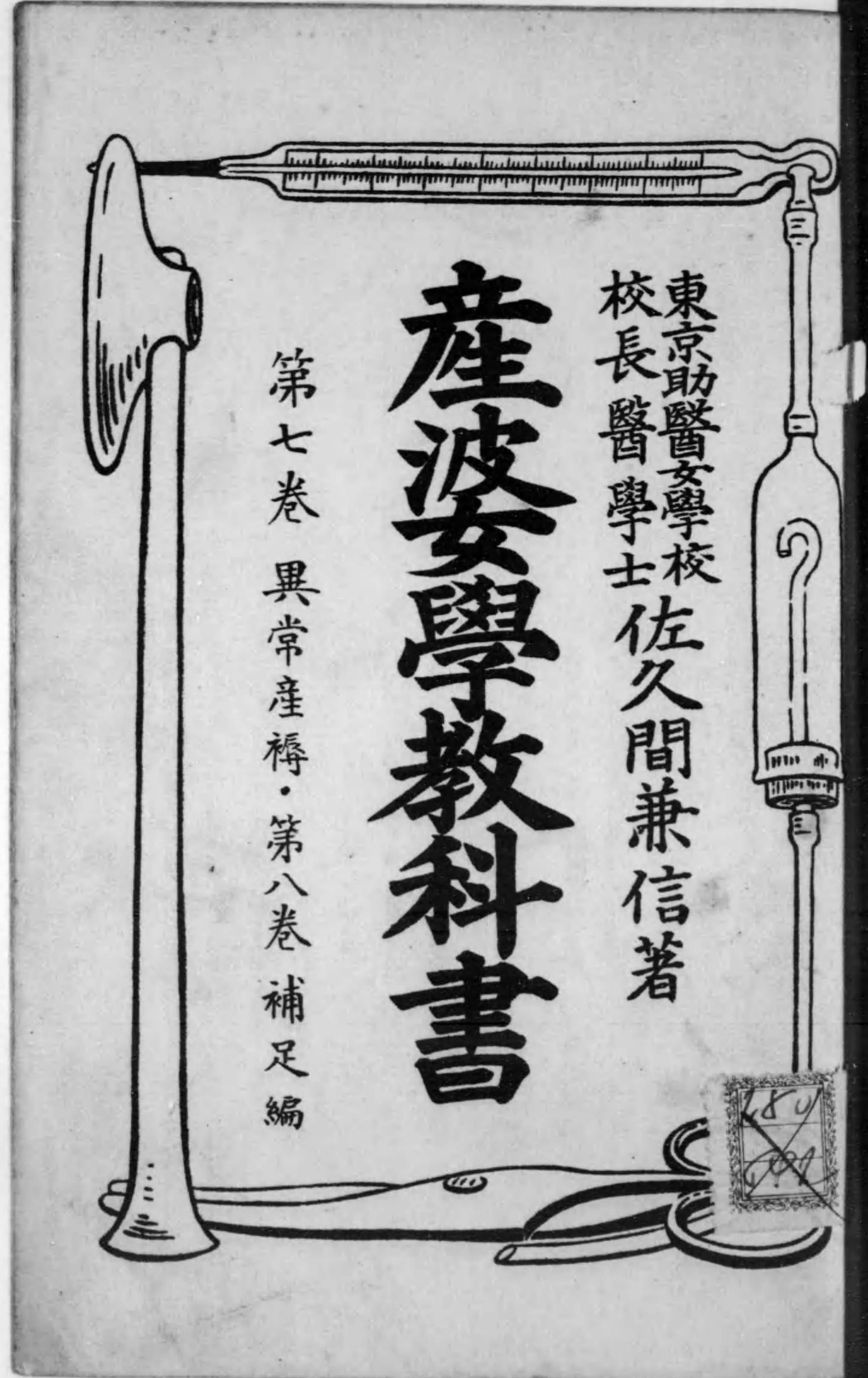


始



東京助醫女學校  
校長醫學士 佐久間兼信著

# 產婆學教科書

第七卷 異常產褥・第八卷補足編





56-1421

產婆學教科書第七卷(異常產褥)目次 (洋數字は獨習説明書頁數)

第一編 褥婦の異常.....七〇二(815)

第一章 產褥熱.....七〇二(816)

第二章 產褥熱以外の發熱.....七〇四(826)

第三章 子宮復舊不全.....七〇五(829)

第四章 惡露の異常.....七〇七(831)

第一節 惡露性質の異常.....七七七(832)

第二節 惡露の多量及產褥中の異常出血.....七八一(831)

第三節 惡露の少量—惡露の滯留.....七八九(832)

第五章 過強後陣痛.....七九〇(832)

第六章 褥婦乳房の異常.....七九三(836)

第一節 乳頭乳暈の表皮剝脫及輝裂.....七九三(836)

第二節 乳腺炎.....七九四(837)

目次

大正 13.10.9 轉換

大正 9.7.2 内交



第三節 乳汁漏.....(838)

第四節 乳汁缺乏症.....(838)

第七章 泌尿器の障碍.....(838)

第一節 尿道及其附近の損傷.....(839)

第二節 膀胱炎(膀胱加答兒).....(839)

第三節 尿瘻及尿失禁.....(840)

第四節 尿閉.....(840)

**第二編 初生兒の異常.....(842)**

第一章 分娩前に基因する初生兒異常.....(842)

第一節 初生兒の畸形.....(842)

第二節 先天性微毒.....(843)

第二章 分娩に基因する初生兒異常.....(848)

第一節 初生兒膿漏眼.....(848)

第二節 頭蓋血腫.....(849)

第三節 胸鎖乳頭筋血腫.....(850)

第四節 骨折及脱臼.....(851)

第三章 分娩後に基因する初生兒異常.....(854)

第一節 初生兒の消化器病.....(854)

第一項 驚口瘡.....(855)

第二項 初生兒營養障碍.....(855)

第三項 初生兒「メレナ」(黒吐病).....(856)

附一 初生兒の病的黄疸.....(857)

附二 乳兒脚氣.....(858)

第二節 初生兒傳染病.....(861)

第一項 破傷風.....(861)

第二項 丹毒.....(862)

第三節 初生兒皮膚の異常.....(863)



第一項 鞏硬症……………七五一(863)  
 第二項 糜爛……………七五三(864)  
 第三項 汗疹……………七五四(865)  
 第四項 皮脂漏……………七五四(865)  
 第五項 其他の發疹……………七五五(866)  
 第四節 初生兒臍部の疾病……………七五六(866)  
   第一項 臍出血……………七五六(866)  
   附 重症臍出血……………七五六(866)  
   第二項 臍炎……………七五七(867)  
   第三項 臍脱腸……………七五八(867)  
   第四項 臍息肉……………七五九(867)  
   第五項 初生兒乳腺炎……………七五九(867)  
 第四章 早熟嬰兒の取扱法……………七六〇(870)  
   第一節 一般健康状態の注意……………七六〇(871)

第二節 清潔……………七六〇(871)  
 第三節 温保……………七六一(872)  
 第四節 營養……………七六三(873)

産婆學教科書第七卷目次(終)



産婆學教科書第八卷(補足編)目次 (洋數字は編習説明書頁數)

第一編 重要なる看護法介助法.....七六五(876)

第一章 一般看護法.....七六五(876)

第一節 清潔.....七六五(876)

第二節 更衣.....七六五(877)

第三節 換褥.....七六六(877)

第四節 飲食.....七六七(878)

第五節 體溫測定法.....七六八(878)

第二章 特種介助法.....七七一(881)

第一節 子宮鏡使用法.....七七一(881)

第二節 腔洗滌法.....七二二(882)

第三節 腔填塞法.....七二五(883)

第四節 導尿法.....七二八(884)

第五節 灌腸の種類及方法.....七六〇(887)

第六節 卷法の種類及方法.....七六五(890)

第七節 麻酔の介助.....七六八(893)

第二編 器械並に繃帯の名稱及使用法.....七九三(897)

第一章 産科器械の名稱.....七九三(897)

第二章 産婆に必要な繃帯.....八〇三(905)

第三編 産婆に関する法令.....八〇六(908)

第一章 産婆試験規則.....八〇六(908)

第二章 産婆規則.....八〇八(912)

第三章 産婆名簿登録規則.....八一二(914)

第四章 刑法.....八一五(915)

第五章 證言拒絶權.....八一五(916)



第六章 警察犯處罰令 ..... 八二七 (916)

第七章 警視廳令 ..... 八二七 (916)

第八章 死産證書及死胎檢案書 ..... 八二九 (918)

第四編 産婆の資格及心得 ..... 八三二 (926)

第一章 産婆の資格 ..... 八三一 (926)

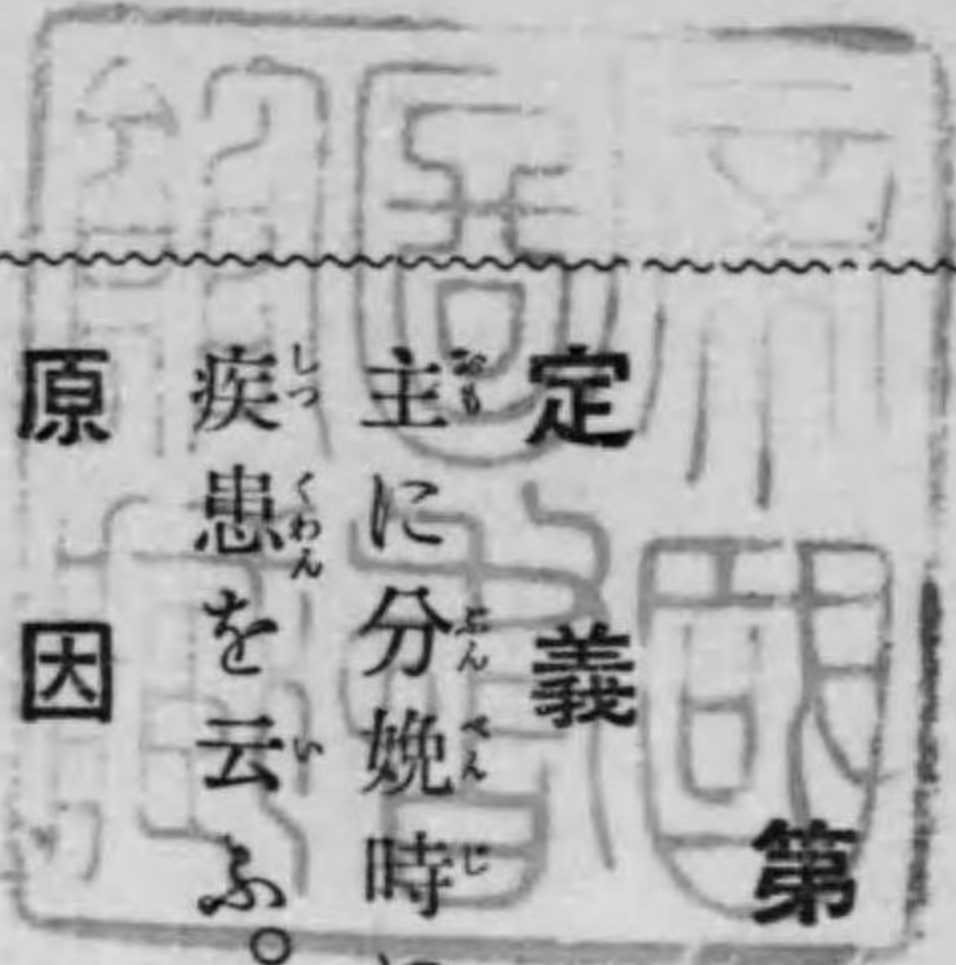
第二章 産婆の心得 ..... 八三三 (930)

産婆學教科書第八卷目次(終)

異常産褥

第一編 褥婦の異常

第一章 産褥熱



定義

主に分娩時に得たる創傷の傳染に因する、産褥經過中の熱性疾患を云ふ。

原因

一 病原菌

連鎖状球菌等

二 傳染徑路

第一章 産褥熱



妊婦産婦褥婦の取扱に當り、其消毒法を厳守せざる時は、手指器械・繙帶材料等を介して、以上の細菌を外陰部・腔子宮等の創面に輸入し、進て之を体内に侵入せしむるに至る。

三 補助原因

後産娩出に際し卵膜又は胎盤殘片の子宮内に稽留したる時、或は後腔穹窿部等に多くの凝血又は惡露の滯留したる時は、細菌の繁殖をして容易ならしむるものなり。

症候

一 全身の症候

- (一) 分娩後約三日の頃に、突然惡寒戰慄に次て、體溫上昇して三十八―九度又は其以上に達す。
- (二) 全身に熱感起り、顔面潮紅し、口渴を來し、頭痛不眠を訴

へ、遂に神身不安となる。

- (三) 脈搏は亢進し、遂には微弱頻數となる。

二 生殖器の症候

(一) 外陰部腔等の創傷より細菌の侵入したる時は、こゝに大小の潰瘍をつくることあり、之を産褥性潰瘍と稱す。此潰瘍及其附近は發赤腫脹し灼熱の感を覺ゆ。

(二) 惡露は増量し、汚色を呈し、多くは惡臭を放つ。

(三) 下腹部殊に子宮部又は其兩側に壓痛を呈する事あり。子宮收縮は概ね不良なるが故に、子宮底の高さは正規産褥に比して高きを常とす。

危険

産褥熱は速かに之を處置せば多くは全治し得るものなれども



若し其治療の機を失する時は、病菌は体内へ深く侵入して遂に全身を環り膿毒症又は敗血症等を發し、爲に死を招致するに至る。

診斷

分娩後約三日の頃に於て三十八度以上の發熱を見、全身及生殖器に以上の症候を認めたる時は、先づ産褥熱に疑を置くを得べし。

豫防法

- 一分娩介助又は褥婦取扱に際し、手指器械及繃帶材料等の消毒を嚴重にし、又産褥中常に外陰部の清潔を圖るべし。
- 二分娩介助に際し、卵膜胎盤等の残留なき様注意すべし。
- 三産褥熱若くは其疑ある褥婦を取扱ひたる時は、其最後の日

より少くも三日間全く業務を休み、其間毎日全身浴の後衣服を更め、且つ一日二回以上法に従ひて手指の消毒を行ふべし。又其褥婦に用ひたる器械衣類等も嚴重に消毒し、之に用ひたる繃帶材料は寧ろ焼却するを宜しとす。

四褥婦を見舞ふ毎に必ず其體温を計り、若し三十八度以上の上昇を認めたる時は、時を移さず醫師の診察を乞はしむるを宜しとす。

處置

▲心ず醫師に治療を委ぬべし。

▲産婆として注意すべきは次の如し。

- 一 安靜 褥婦を平臥安靜にすべし。
- 二 清潔 室内の空氣を新鮮にし、敷布等をも清淨ならしめ



外陰部は醫師の指圖に従ひて之を清潔にすべし。  
 三 食物 醫師の指圖に従ひて可成滋養ある流動性食物を與ふべし。半流動性又は有形のものを食し得るに至れる時は、肉類よりも寧ろよく煮たる消化し易き野菜を撰ぶべし。酒類は醫師の許可を得て後與ふるを可とす。  
 其他液體成分を可成多く與へ、殊に氷塊等は患者の希望に従つて之を與ふるを可とす。

### 第二章 産褥熱以外の發熱

#### 原因

- 一 膀胱炎・腎盂炎・腎臓炎、便秘
- 二 一般熱性病……流行性感胃・急性肺炎・腸室扶斯・猩紅熱等

#### 處置

▲必ず醫師の來診を乞ふべし。  
 ▲平臥安静を命じ、頭部に氷嚢を置き、醫師の指圖に従ひて適當の處置を施すべし。

### 第三章 子宮復舊不全(子宮復古不全)

#### 原因

- (一) 卵膜胎盤片の残留
- (二) 子宮の位置異常……例へば子宮後屈
- (三) 産褥熱
- (四) 子宮腫瘍
- (五) 分娩時強出血



(六) 子宮壁過度延長……例へば複胎分娩・羊水過多症

二 膀胱直腸の充盈

三 頻産婦、動作の不攝生……例へば早期離床、過度運動、強き腹壓、長時間の静座起立

症 状

一 子宮は大にして子宮底高く。子宮壁は柔軟なり。

二 血性悪露永く持續し、時に多量の出血を來す。

處 置

褥婦に安静を命じ、時々子宮に輪狀摩擦を施し、下腹部に氷嚢を貼じ、排尿排便を促し、其他醫師の指圖に従つて適當に之を處置すべし。

第四章 悪露の異常

第一節 悪露性質の異常

原 因

一 産褥熱

二 腔又は子宮等に疾患ある時。

症 状

汚色を呈し、悪臭を放つことあり、或は多量の膿汁を混ずることあり。

處 置

▲醫師の診療を乞はしむべし。



▲之等の悪露には病原菌を有するが故に、誤つて之に手を觸れたる時は、手指を充分に消毒し、以て他の産婦褥婦又は初生兒等に傳染せしめざらんことを期すべし。

### 第二節 悪露の多量—産褥中の異常出血

#### 原因

- 一 子宮復舊不全の原因に等し。
- 二 生殖器創傷の治療不全によりても来る。

#### 症状

▲悪露の甚だ多量なるあり、或は長時日に亘るものあり。

#### ▲異常出血

- 一 産褥初期の血液性悪露頗る多量なるあり、或は數日間持續するあり。
- 二 産褥數日の後に褥婦離床に際して出血するものあり。
- 三 尙以後に於て悪露の全く閉止したる後に再び出血するものあり。

#### 處置

▲醫師の診療を乞はしむべし。

▲子宮收縮不良にして出血多き時は、下腹部に氷嚢を貼ずべし。

### 第三節 悪露の少量—悪露の滯留

#### 原因

- 一 子宮收縮不良にして其壓出力不足なる時。
- 二 凝血等により子宮口の閉塞せられたる時。

#### 症状

悪露分泌量の實際に少なきものは何等の症状を呈する事なきも、其排泄を妨げられて滯留するものにおいて、は次の如き症候



を呈す。

- 一 體温上昇
- 二 子宮收縮不良 (膨大・柔軟)
- 三 下腹部の壓痛

處置

▲醫師の診察を乞はしむべし。  
 ▲下腹部に壓痛ある時は氷嚢を貼ずべし。

第五章 過強後陣痛

定義

後陣痛の來る事頻繁にして且つ甚だ強き疼痛を伴ふを云ふ。  
 原因

- 一 卵膜胎盤片の子宮内残留。
- 二 分娩甚だ急速に經過したる後、殊に經産婦に多し。

症状

下腹部殊に子宮に相當する部位に激しき發作性の疼痛を訴ふ。

診斷

第四十一表 過強後陣痛と生殖器急性炎との鑑別

(一) 疼痛	發作性なり	過強後陣痛	生殖器官急性炎
(二) 壓痛	下腹部に壓痛なし		持続性なり
(三) 熱	なし		あり
(四) 危険	なし		時に生命に關す

處置

第五章 過強後陣痛



濕性温罨法又は氷罨法を施し、安靜を命ずべし。之により効なき時は醫治を乞はしむべし。

### 第六章 褥婦乳房の異常

#### 第一節 乳頭、乳暈の表皮剝脱及皸裂

##### 原因

- 一 皮膚の薄弱又は不潔
- 二 小兒の哺乳力過強

##### 症狀

- 一 授乳の際激痛を感じ爲めに哺乳せしめ得ざる事あり。
- 二 若し之に適當なる處置を施さざる時は細菌侵入して乳腺炎

を來す事あり。

##### 豫防法

常に冷水時に酒精を以て乳頭及乳暈を清拭し、以て皮膚を強硬且つ清潔ならしむべし。

##### 處置

- 一 患部は之を硼酸水を以て清潔にし、又硼酸水の濕布を施すべし。
- 二 若し患側により哺乳せしめんとするには乳頭帽子を用ふるを要す。
- 三 症候頑固にして治癒し難き時は、一時患側の授乳を廢し、醫治を乞はしむべし。



## 第二節 乳腺炎

### 原因

乳暈・乳頭等の表皮剝脱又は皸裂の存するに當り、之を不潔に取扱ひたる爲に來ること多し。

### 症状

初め惡寒に次で高熱を發し、乳房の皮膚は潮紅して腫脹の爲め光澤を呈し。僅かに之に觸るゝも激痛を訴ふ。之を放任する時は遂に破れて膿汁を排泄す。

### 豫防法

乳暈・乳頭の損傷は之を適當に處置し、其治し難きものは必ず醫治を乞はしむべし。

### 處置

- ▲速かに醫治を乞はしむべし。
- ▲乳房に氷罨法を貼じ、提乳帶を施し、授乳を禁ずべし。

## 第三節 乳汁漏

### 症状

- 一 乳汁の分泌過多にして、授乳せざる時にも自ら流出點滴するものなり。
- 二 乳汁成分に異常あるを以て小兒を害することあり、又褥婦をして漸次衰弱せしむることあり。

### 處置

- ▲必ず醫治を乞はしむべし。



▲液體の攝取を少くし、提乳帶を施し、授乳を禁ずべし。

### 第四節 乳汁缺乏症

#### 原因

- 一 授乳法を誤まりし時。
- 二 乳腺炎、全身營養障碍、精神感動。

#### 處置

- 一 哺乳刺戟を充分にし、多量の滋養物殊に液體を攝取せしむべし。
- 二 若し之により分泌を促進し得ざる時は他の方法によりて小兒を營養せしめざるべからず。

## 第七章 泌尿器の障碍

### 第一節 尿道及其附近の損傷

#### 原因

分娩時胎兒通過の際に損傷を受くる事あり。

#### 症状

排尿時に疼痛を感じず。

#### 處置

創傷部を清潔にし、「ヨードフォルム」又は「アイロール」等を撒布しおくべし。



### 第二節 膀胱炎（膀胱加答兒）

#### 原因

頻繁なる人工排尿、殊に消毒不完全なる人工排尿等。

#### 症候

一 排尿時疼痛、下腹部又は外陰部の持続性疼痛、尿意頻數、  
残尿の感。

二 尿の溷濁、時に血尿。

三 時に發熱。

#### 處置

▲ 必ず醫治を乞ふべし。

▲ 産婆の處置は次の如し。

一 褥婦を安靜にし、身體を温保し、

二 刺戟少き食物を與へ、牛乳麥湯薄き番茶等を多量に飲用せしめ、

三 膀胱部に濕性温罨法を施すべし。

### 第三節 尿瘻及尿失禁

#### 原因

一分娩時の損傷により膀胱と腔との間に瘻孔を生ずる時之を膀胱腔瘻と云ひ、尿道と腔との間に瘻孔を生ずる時之を尿道腔瘻と云ふ。

二 産褥時に於て膀胱頸部筋肉の麻痺により、怒責等に際して不隨意に尿を漏す事あり、之を尿失禁と云ふ。



尿淋瀝とは尿の点滴をなしつつ排出する状態を云ひ通常尿道狭窄の爲に夾るものなれども尿瘻又は尿失禁の爲に來るものをも廣き意味に尿淋瀝と稱することあり。

### 症候

一 尿瘻に於ては絶えず尿の流出するを以て、外陰部は常に汚れ尿の分解の爲めに惡臭を放ち、外陰部及其周圍は糜爛して甚しき痒痒を訴ふ。  
二 膀胱頸部筋肉の麻痺によるものは一日二日の中に自ら治癒するを常とす。

### 處置

一 瘻孔の極めて小なるものは自然に閉鎖する事なきにあらざるも、先づ醫治を乞はしめ、外陰部を清潔ならしむべし。

二 尿失禁に於ても外陰部を屢々清潔ならしむるを要す。

### 第四節 尿閉

自ら排尿し得ざるものを云ふ。

原因は三九八頁に於て、處置は四一一頁に於て既に述べたり。



## 第二編 初生兒の異常

### 第一章 分娩前に基因する初生兒異常

#### 第一節 初生兒の畸形

異常分娩に於て述べたり。(五五九頁)

#### 第二節 先天性微毒、

#### 定義

分娩前の傳染に因る微毒を云ふ。

#### 原因

「スピロヘーテ、バリーダ」の傳染に因る。

#### 症候

其重きものは多くは妊娠四・七ヶ月の間に於て浸軟の狀を呈して死産するものなれども(四七六頁参照)

病症輕き時は早産或は定期産をなし、既に分娩時に又は生後間もなぐ次の症狀を呈す。

- 一 發育不良にして生活力弱く、全身の皮膚に種々の發疹を生ずることあり。
- 二 顔面蒼白にして、眉毛及睫毛脱落し、鼻加答兒の爲めに鼻呼吸を妨げ、鼻及口唇の周圍に裂創を生ず。
- 三 手掌又は足蹠の皮膚に光澤を呈し、こゝに又微毒性天疱瘡を生じ其爪に變化を來す。

#### 處置

▲必ず醫師の診察を乞はしむべし。



▲ 微毒児は自然營養を必要とすれども、微毒なき乳母をして授乳せしむべからず。

## 第二章 分娩に基因する初生児異常

### 第一節 初生児膿漏眼

#### 原因

##### 一 病原菌

淋毒菌により發す。

##### 二 傳染徑路

(一) 分娩時傳染……母體泌尿生殖器に淋毒性疾患ある時、胎兒の産道通過に際し、其眼より淋毒菌の侵入する事。

##### (二) 分娩後傳染

- (1) 初生児沐浴に際し淋毒菌を含む汚水を眼より侵入せしむる事。
- (2) 淋毒菌を含む惡露により汚染せられたる手指布片器具を介して傳染する事。

#### 症状

分娩後第一―三日の頃に、眼瞼に腫脹・發赤・灼熱・疼痛を來し、熱涙を流し、暫時の後には膿汁を旺に漏出し、眼瞼の腫脹及發赤は益々加はり、疼痛の爲め全然眼を開くを得ずして頻りに啼泣す。

#### 危険

治療の機を失する時は、炎症は眼球の深部に及び之を破壊して遂に失明を來し、而も兩眼を侵す事多し。



豫防法

一 妊婦に膿様の帯下を認むる時は醫師の診察を受けしめ、初生児膿漏眼の恐るべきものなる事を教ふべし。

二 母體淋疾の有無を問はず、凡ての初生児にクレイデ氏豫防點眼法を施すべし。

三 分娩時又は産褥時に膿様帯下を認めたる時は醫師の來診を乞はしめ、惡露の取扱に注意し、以て他に傳染せしめざらん事を期すべし。

處置

一 必ず醫療を受けしむべし。

二 膿汁は強き傳染力を有するものなる故に、之に觸れざる様注意すべし。

三 此眼を取扱ひたる時は手指の消毒を嚴重にし、之を拭ひたる繻帶材料を速かに焼却すべし。

第二節 頭蓋血腫（一名頭血腫）

原因

狭窄骨盤又は兒頭過大なる爲めに、頭蓋の長時間強く壓迫せられたる時、其骨膜下の血管破裂して其部に出血を來し、以て腫瘤として隆起するに至れるものなり。

症候—診斷

（三〇二頁参照）

第四十二表 頭蓋血腫と産瘤との鑑別

頭蓋血腫	産瘤
(一) 分娩直後には殆ど認め得られざる	(一) 分娩直後に著しく、時日を経るに



程小なりと雖も、二―三日の後に至りて益々腫大す。

(二) 時に二個を生ずる事あり。

(三) 其邊縁に硬き骨壘を觸れ、中央は軟にして時に波動を呈す。

(四) 腫脹は縫合を越えて他の頭蓋骨に及ぶ事なし。

(五) 多くは數日の後に治癒するものなれども、時に化膿して生命の危険を來す事あり。

從ひて縮小し、分娩後十二時間遅くも二―三日にして消失す。

(二) 下向部中最も先進せる部に一個を限る。

(三) 周邊に到るに従ひて徐々に低く、硬き境界を觸れず。

(四) 縫合額門を越えて他の頭蓋骨に及ぶ事あり。

(五) 危険なし。

圖三十九百二第



(頂部) 腫血蓋頭

圖四十百二第



(頂部) 腫血蓋頭



處置

硼酸水の濕布を施し、創傷を作らざる様清潔に保護すべし。

第三節 胸鎖乳頭筋血腫

原因

分娩時に胸鎖乳頭筋を損傷し、こゝに出血したる爲めに生ず。

症状

主として右胸鎖乳頭筋の上半部に丸き瘤を生じ後日斜頸を貽す事あり。

處置

頭蓋血腫と同じ。

第四節 骨折及脱臼

骨盤端位挽出術を未熟粗暴に行ひたる時に來り易し。

第五節 初生兒假死

既に異常分娩に於て述べたり。

第三章 分娩後に基因する初生兒異常

第一節 初生兒の消化器病

第一項 鷺口瘡

原因



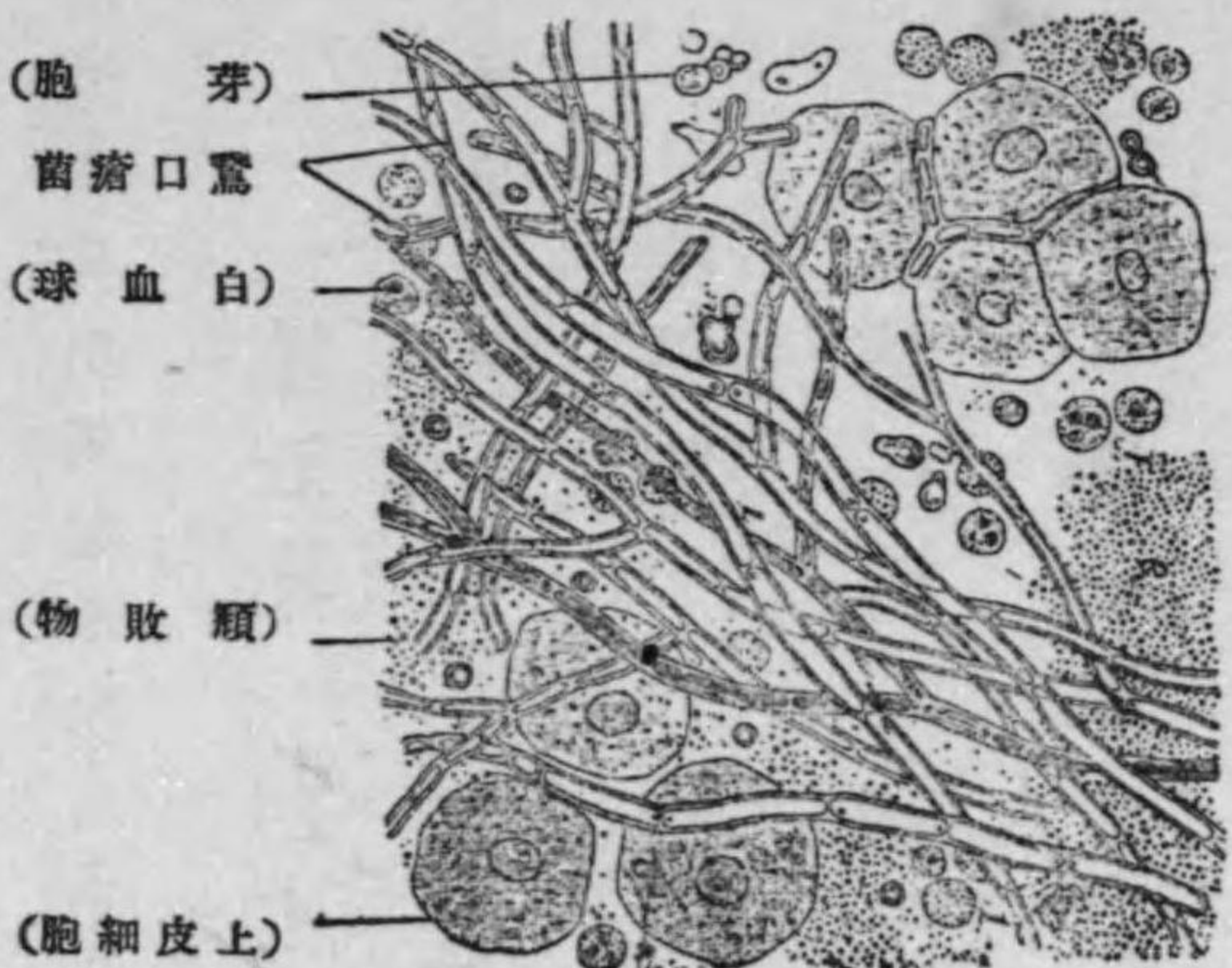
第二編 初生兒の異常  
驚口瘡菌と稱する絲狀の菌によりて發す。

乳頭及口内の不潔、人工營養、早産、虚弱は其誘因となる。

症 狀

口唇、口腔、舌等に、初め小なる白斑を生じ、速かに周圍に蔓延し、之を拭ひ去らんと欲するも剝離し難し。  
哺乳時に激しき疼痛ある故に、哺乳を妨げられ旺んに啼泣す。

圖四十六百二第



豫 防 法

一 哺乳前後に必ず乳頭を清潔にし、兒の口中の清潔を圖り而

も、口に強く之を拭ふべからず。

二 人工營養に際しては凡て授乳器を清潔ならしむべし。

三 早熟兒又は虚弱兒に起り易きが故に、之等にありては特に

處 置

小なる白斑を生じたる時は、速かに一%重曹水或は二%硼酸水を浸したる「ガーゼ」にて清拭し、更に尙蔓延の傾を認むる時は必ず醫治を乞はしむべし。

第二項 初生兒營養障礙(消化不良症)

原 因



### 人工營養兒に多し、殊に

不良なる乳汁  
不潔なる授乳器  
不規則若くは過量の授乳

又自然營養兒にありても

乳汁の異常  
授乳者の疾病  
不規則若くは過量の授乳

### 症状

- 一 哺乳力を減じ、吐乳を來し。
- 二 便通の回數を増し、便は或は綠色となり、或は白色の顆粒又は多くの粘液を混じ、時に水様便となる。
- 三 かくて小兒は不安に陥り、絶えず啼泣し、漸次に瘦せて遂に死亡することあり。

### 豫防法

勉めて自然營養を撰び、規則正しき授乳法を行ふべし。

### 處置

速かに醫治を乞はしむべし。

### 第三項 初生兒「メレナ」(黒吐病)

### 原因

胃・腸の潰瘍より出血するもの多し。

### 症状

- 一 生後二―三日の頃に、突然吐血及下血を來す。吐血は黒褐色をなし、下血は多くは「テール」様黒色を呈す。
- 二 出血の爲めに全身の皮膚蒼白となり、體溫下降し患兒の半數



處置

▲速かに醫治を乞はしむべし。  
▲産婆は兒を安静にし、腹部に氷罨法を施し、他部は之を温保し。成るべく人乳を以て養ひ、殊に搾乳後冷したるものを哺乳せしむべし。

(附一) 初生児の病的黄疸(一名症候的黄疸)

原因

肝臓微毒等の一症候として來る。

診断

第四十三表 生理的黄疸と病的黄疸との鑑別

生理的黄疸	病的黄疸
(一) 生後二―三日にして來り、平均八日の後に去る。	(一) 其原因たる疾病の發病の日によりて時期不定、時に生後第二日以前或は既に分娩前に發する事あり。
(二) 通常軽度、尿により襁褓を黄色に染むる事なし。	(二) 強度、尿により襁褓を黄色に染む。
(三) 病的症候なし。	(三) 發熱・消化障碍・體重減少・不安啼泣等の障害あり。

處置

必ず醫治を乞ふべし。



(附二) 乳兒脚氣

原因

脚氣婦人の乳汁によりて養はるゝ爲めに起る。

症状

- 一 吐乳を以て初發する事多し。
- 二 便秘する事多く、時に消化不良便を出し、尿利減少す。
- 三 呼吸促進し、心悸亢進し、脈搏微弱となり、口の周圍及指趾等に「チアノーゼ」を來し、手足の背面に浮腫を發す。
- 四 漸次不安に陥り、旺んに啼泣し、聲音嘶啞す。

處置

直ちに脚氣婦人の授乳を廢し、小兒の心臓部に氷囊を貼じ、速かに醫治を乞はしむべし。

原因

臍帶の剪斷面又は其脱落後の創面より破傷風菌の侵入するによつて起る。

症候

一 多くは臍帶脱落の頃に發病し、全身に發熱と痙攣を起す。初め顔面筋殊に咬筋に痙攣を發し、爲めに口を確く閉して哺乳全く不可能となる、此の痙攣を牙關緊急と稱す。又背部筋肉の強直の爲めに軀幹は強く後方に弓狀に反張するに至る、之を後弓反張と稱す。

第二節 初生兒傳染病

第一項 破傷風



二本病に罹れる初生児の大多數は死亡す。

豫防法

臍帶剪斷及其後の臍部取扱に際し消毒を嚴重に守るべし。

處置

速かに醫治を乞はしむべし。

第二項 丹毒

原因

臍部其他皮膚の創傷より丹毒菌の侵入するによりて起る。

症狀

一多く顔面頭部又は臍部に發し、其部の皮膚に灼熱腫脹潮紅を來し、速かに周圍に蔓延す。

二全身高度に發熱し、絶えず啼泣し、哺乳力次第に衰へ遂に死亡するに至る。

處置

一速かに醫治を乞はしむべし。

二丹毒又は其疑ある小児を取扱ひたる時は、少くも三日間休業して其間産褥熱の條下にて述べたると同様に自らを處理すべし。(五〇〇頁)

第三節 初生児皮膚の異常

第一項 鞏硬症

原因

一早産兒、虛弱兒に來り易く、肺炎其他の疾病に續發し易し。



症 状

二 寒冷の氣候、居室の不完全、營養不良等は之が誘因となる。

分娩後間もなく左の症状を發す。

一 皮膚の鞏硬及厥冷 初め足背及腓腸部に起り、次で軀幹及上肢

二 體溫下降

に波及し、遂に顔面にも及ぶ。

三 體重減少

遙かに常溫以下に達す。著しくして、多くは遂に死亡す。

處 置

▲必ず醫治を乞ふべし。

一 溫保

室溫を高め、溫槽若くは湯婆にて身體を溫

▲産婆の處置

二 營養

め、一日數回沐浴を行ふべし。必ず母乳を以て養ひ、若し之を得ざる時は醫師の指圖に従つて處理すべし。

第二項 糜 爛

原 因

皮膚を濕潤又は不潔ならしむる事によつて來る。殊に好んで外陰部又は肛門の附近頸部又は腋窩等皮膚の兩面相接觸する處に發す。

症 状

皮膚濕潤し、赤色を帯び、時に表皮剝離し、疼痛の爲め啼泣して安眠を妨ぐ。

豫 防 法

常に身體を清潔にし且つ之を乾燥せしむべし。

處 置

其部を清潔乾燥ならしめたる後、等分亞鉛華澱粉又は等分亞鉛華滑石末を撒布し、若し其効なき時は必ず醫治を乞はしむべし。



### 第三項 汗疹

#### 原因

多量に發汗せしめたる時に發す、冬季に於ても兒を過度に温めたる時に來ることあり。

#### 症状

顔面・頸部・胸部等に於て、赤色無數の小水泡疹を發生し、瘙癢の爲安眠を妨ぐ。

#### 處置

室温を適當にし、衣服を減じ、皮膚を清潔にして亞鉛華澱粉又は亞鉛華滑石末を撒布すべし。

### 第四項 皮脂漏

#### 原因

清潔法を怠りたる爲に來る。

#### 症状

初生兒の頭部に灰白色の痂皮又は鱗の如きものを生ず。

#### 豫防法

常に頭部の皮膚を良性の石鹼にて清潔にすべし。

#### 處置

「オレイン油を以て軟くなしたる後、石鹼を以て洗滌し、數日之を反復する時は概ね治癒し得べし。

### 第五項 其他の發疹

其の他の發疹は、或は直ちに治するものもあれども、時として微毒性のものもなきにあらざるを以て、可成速かに醫師の診察を乞



はしめ適當なる治療を受けしむるを宜しとす。

### 第四節 臍部の疾病

#### 第一項 臍出血

#### 原因

- 一 臍帯結紮の不完全
  - 二 假死にて娩出したる小兒、又は虚弱なる小兒。
- 處置  
更に結紮を充分にすべし。

#### (附) 重症臍出血

臍帯脱落の頃に於て起り、如何にするも止血し得ず、臍の外に鼻・

口・肛門等よりも出血を來し、多くは死亡するに至る。

#### 第二項 臍炎

#### 原因

臍部の取扱不潔なる時細菌の侵入によりて起る。

#### 症状

- 一 全身には發熱し。
  - 二 臍の周圍は腫脹及潮紅し、殊に臍輪中に潰瘍を生じ膿汁を分泌し、小兒は疼痛の爲めに啼泣して不安となる。
- 甚しき時は遂に膿毒症又は敗血症を起して死亡することあり。

#### 豫防法

臍部の消毒を嚴重にすべし。



處置

速かに醫治を乞はしめ、臍炎を取扱ひたる手指は之を嚴重に消毒すべし。

第三項 臍脫腸

原因

- 一 生來臍輪の大きな時
- 二 生後常に強き腹壓を加へたる時。

症狀

臍部の皮膚の囊狀に膨出して中に腸管等の脱出せるものにして、之を壓すれば腸管は一種の音響を發して腹腔内に環納す。

處置

輕度のものは環納したる後、壓迫繃帯を施し、強度のものは必ず醫治を乞はしむべし。

第四項 臍息肉

臍帶脫落後、臍窩に臍息肉と稱する有莖の贅肉を生じ、其周圍を濕潤ならしむる事あり。醫治を受くるを可とす。

第五節 乳腺炎

症狀

乳房は腫脹及潮紅し、熱を發し、疼痛の爲めに啼泣す。

處置

凡ての刺戟を去り、硼酸水の濕布を施し、醫治を乞はしむべし。



### 第四章 早熟嬰兒の取扱法

#### 第一節 一般健康状態の注意

體重、體溫、呼吸、便通、尿利、皮膚の硬軟、睡眠及啼泣の  
 状態等に注意すべし。(四一八頁)  
 若し絶えず睡眠して顔面蒼白又は藍赤色となるが如きことあ  
 る時は、之を醒覺せしめて高聲に啼泣せしむるを要す。蓋し  
 此の如き場合の啼泣は深呼吸を營ましむる爲めに利あるを以  
 てなり。

#### 第二節 清潔

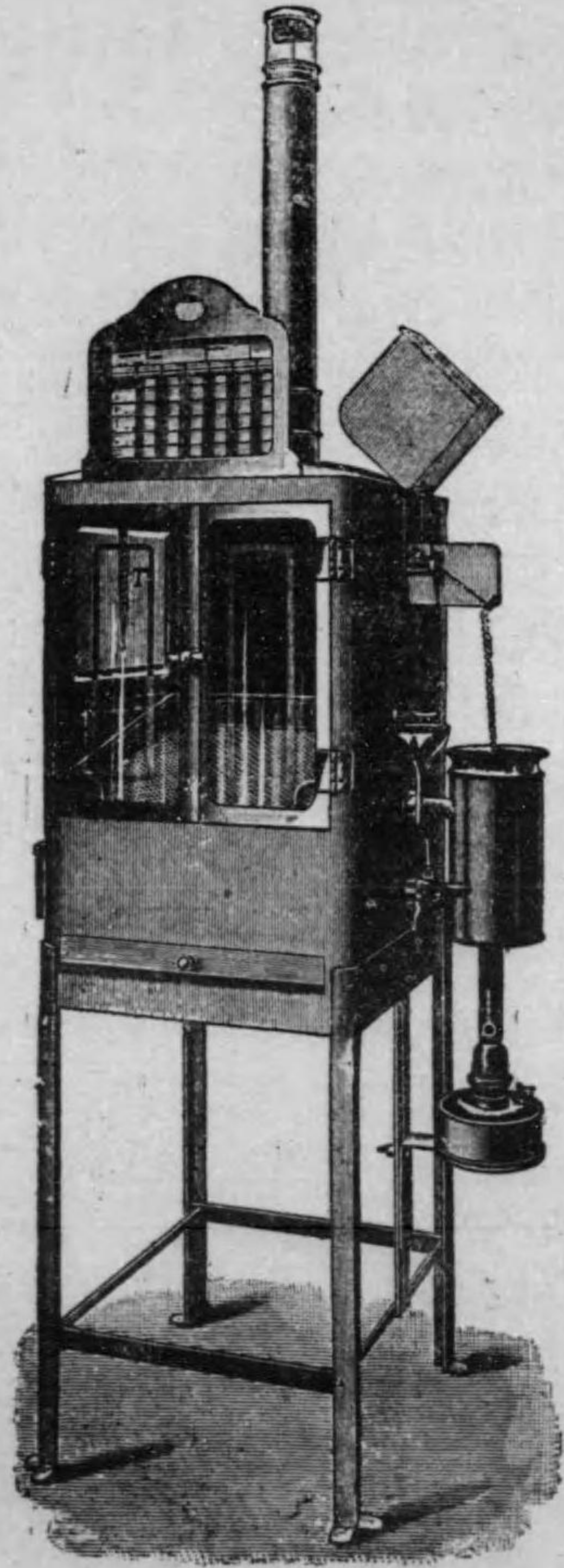
沐浴により身體の清潔を計り、殊に外陰部及肛門の附近頸部  
 又は腋窩等凡て糜爛好發部位の清潔と乾燥とに注意すべし。  
 沐浴は清潔の外に、身體の血液循環を旺ならしむるものなる  
 が故に、一日二・三回之を取らしむることを要す。然れども  
 之により感冒せしめざる様注意すべし。

#### 第三節 溫保

一衣服及寢具は季節に應じて適當に厚くし。  
 二室溫をなるべく攝氏二〇度に近からしめ、殊に溫度の激變  
 なき様注意すべし。室溫を高むるには諸種の暖爐を用ひ、換  
 氣に注意し而も賊風の入らざる様注意すべし。  
 三又兒の身體を湯婆又は溫槽を以て溫むるを要する事あり。



温槽の簡單なるものには、金屬板にて二重壁の箱をつくり、此兩壁間に湯を充して箱の内部に嬰兒を容れて温保するもの



(ヌーエック) 器育躬工人

圖五十六百二第

あり。最も完全なるものには人工孵育器(クヴェーズ)と稱するものあれども、甚だ高價なるが故に一般の家庭に備へ難し。其他近來は電熱を以て温保する装置あり。

### 第四節 營養

一營養は専ら母乳を用ひ、已むを得ざれば乳母乳を以てすべし、人工營養によりては生育甚だ覺束なきものと覺悟せざるべからず。

二早熟嬰兒は哺乳中屢々睡眠するを以て故意に之を覺醒せしむるを要す。而も一回の哺乳量は極めて少なきを以て哺乳の回数を多くし、殊に乳房等の清潔に注意すべし。

三哺乳力弱きが爲め直接母乳の乳頭を含ましめ得ざる時は、搾取せる母乳を匙等を以て與へざるべからざる事あり。

▲以上は早熟嬰兒取扱法の概要に過ぎざるを以て、其詳細に至りては凡て醫師の指圖に従ふを宜しとす。



補 足 編

第一編 重要なる看護法及介助法

第一章 一般看護法

第一節 清潔

産褥婦にして床を去り得ざる者には、毎朝洗面を助け、且つ口中及び手指を清潔ならしむべし。  
兩便又は惡露等によりて衣類を汚したる時は、之を交換し且つ皮膚をも清潔ならしむべし。

第二節 更衣



先づ清潔なる寝衣を調へ、之を例へば左袖より縦に巻きて背の中央迄到らしめ、次で舊衣を右肩より脱せしめ之を身體の後方に押し送り、新衣の右袖を着せしめ、身體を少しく左側に傾けしめて、新衣の巻きたる部分と共に舊衣を身體背面の左側に押し送り、然る後更に體を右側に傾かしめ、既に左方に送られたる舊衣を左肩より脱し去り、新衣の巻きたる部分を解きて左肩に着せしむべし。

### 第三節 換 褥

不潔となりたる臥床を換へんとするには、貧血の状態なく、體温脈搏にも異常なく、其の他動搖によりて危険を起すべき憂なしと考へたる時にのみ限りて、介者獨斷に之を行ふを得べし。

先づ一方に新しき臥床を調へ、敷布に皺襞のなき様になし、寒冷の季節に於ては湯婆等によりて豫め之を温めおくべし。此くて新臥床を舊臥床の足端に整理し置き、介者は先づ患者の右側に立ち其衣服の裾を引き下げて足を包み、少しく膝を曲げしめ、被褥を除き、己の右腕を患者の上腿と臀部との間に深く挿し

込み、左腕を肩胛部に深く挿し入れ、患者の両手を以て己の頸の周圍に纏ひつかしめ、此に於て介者は力を加へて徐々に立ち上り、之を新しき臥床に運び移すべし。

#### 注 意

(一) 二人にて移さんとせば、二人共同側に來り、甲者は兩腕を肩胛部に送り、患者の兩腕を己の頸に纏はしめ、乙者は兩腕を大腿上部及骨盤部に置き、甲者の合圖に従つて同時に之を舉げて靜かに新臥床に移すべし。

(二) 換褥と同時に更衣を行はんとする時は、先づ新衣を新臥床に調へ、舊臥床にて脱衣せしめて裸體の儘之を新臥床に移し、然る後着衣せしむるを便とす。但し寒冷の季節或は恥羞の感甚しき時は、先づ舊臥床に於て更衣せしめて、後之を新臥床に移すべし。然れども舊臥床が甚しく汚染せられある時は、寧ろ舊衣の儘新臥床に移して後更衣せしむるを宜しとす。

### 第四節 飲 食



床上に座す事を得ざる間は、頭を少しく高くして飲食せしめ、殊に自ら食器を持ち得ざる者には介者之を持ちて養ふべし。此場合には飲食したるもの、全く嚥下せられたるを待ちて後に次を與ふべし。飲料は器の半以上を充す事なく、通常少量宛匙又は吸吞器等にて與へ、殊に其温度に注意すべし。最も重症にして自ら頭を舉げ得ざる場合には、介者の左手を項部に入れて徐々に其頭を持ち上げ、右手にて飲料を少量宛與ふべし。凡て飲食物又は藥品を與ふるには、醫師の命じたる時間を正しく嚴守すべし。

### 第五節 體溫測定法

#### 一 體溫計

體溫を測定するには體溫計を用ふ。殊に留點檢溫器と稱し、上昇したる水銀柱が其位置に止まりて下降せざるものを便とす。

#### 二 使用法

先づ腋窩を布にてよく拭ひ、水銀柱を三十五度以下に降げて水銀槽を腋窩の中央に深く挿し込み、其全面が皮膚に密着する様に上膊を胸壁に接觸固定せしめ、他手を以て其肘を壓へしむべし。小兒老人或は人事不省等の爲めに自ら檢溫器を固定し得ざる時は、介者の手にて其上膊を保持すべし。

#### 三 檢溫部位

腋窩にて計り難き時は股間にて測定するを便とす。時としては、口腔・直腸或は腔内にて計ることあり、口腔内にてする時は舌下に挿入するを可とし、直腸又は腔内にて計る時はオレーフ油を塗るを要す。之等體腔内の温度は體表よりも凡五分高きを以て、之等の場合には必ず其測定したる場所をも報告す可し。

#### 四 檢溫時間

普通の檢溫器は挿入後十五分間にして度目を檢査し、水銀柱は其儘にして更に二三分間檢溫し、其兩回の度目の等しき時に於て始めて之を正しき體溫となす。若し其度目の一致せざる時は、更に再び檢溫して水銀柱の最早昇る事なきに至りたる時を以て、全く正しき體溫となすべし。五分間檢溫器又は一分間檢溫器



と稱するものに於ても、第二回又は第三回の検温を要す。

### 五 使用後

留點検温器の使用後、水銀柱尙ほ温暖なる間に之を下降せしむるか、又は検温器を持ちたる手を他手に打つけて下降せしむる時は、其水銀柱を断裂せしむる虞あり。故に水銀柱を下降せしむるには、検温器の冷へたる後に其水銀槽に示指を貼て、之を保護し、他の四指にて検温器を把持し、周囲の物品に當てざる様注意しつゝ、強く之を急に振り下ぐるを宜しとす。検温器は使用後之をアルコールを浸したる布にて拭ふを可とす。

### 六 測定時期

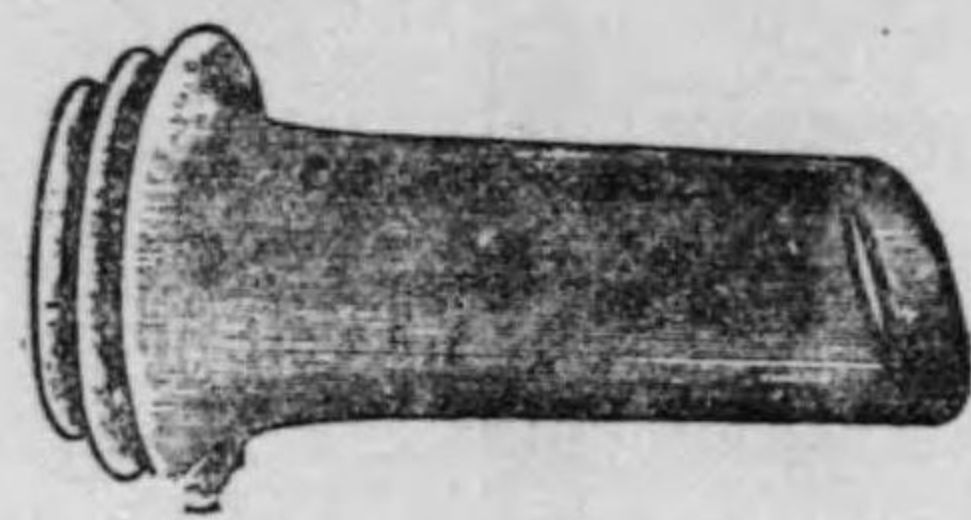
體温は通常午前七時前後及午後五時前後の二回に於て之を測定し、其度を必ず體温表に記入するを要す。産褥熱等にて度々検温の必要ある時は、醫師の指圖に従ひて三回若しくは數回之を計るべし。

## 第二章 特種介助法

### 第一節 子宮鏡使用法

子宮鏡（一名腔鏡）は通常醫療の介補として使用すべきものなれど、救急處置として産婆自ら之を使用すべき事あり。

圖六十六百二第



鏡宮子製子硝色乳氏ルエイマ

(個三小中大)

圖七十六百二第



クリステレル氏子宮鏡

(鏡溝有)



圖八十六百二第



(鏡平扁)

圖九十六百二第



鏡宮子氏コスク

先づ子宮鏡を煮沸消毒し、手指及外陰部を消毒したる後、左手の拇示兩指にて陰唇を開きて腔口を再び清拭し、右手に有溝瓣を取り、其の嘴端に五%石炭酸「オレーフ」油を塗り、之を腔の後壁に沿ふて深く進めて後穹窿部に達したる後、之を肛門の方に押しつけて腔口を少し開き、左手に扁平瓣を持ちて其端を斜に腔内に入れ、漸次に水平となし以て腔の前壁を押し、兩瓣にて子宮腔部を露出すべし。クスコ氏子宮鏡は其嘴端を閉ぢたる儘、同様の注意の下に挿入し、

後穹窿部に達して後僅かに之を引戻し、其柄によりて嘴端を徐々に露はるゝに至るべし。子宮腔部は兩嘴端の間々に開き、螺旋を以て之を固定する時は、子宮腔部は兩嘴端の間

此に於て、子宮腔部及び子宮口の狀態、分泌物及び出血の有無等を注意し、其他腔洗滌或は腔填塞等を行ふ事を得。目的を終り子宮鏡を去らんとするには、先づ扁平瓣を去つて後有溝瓣を除き、クスコ氏子宮鏡に於ては、抜き出すに從ひて嘴端を少しづつ閉ぢ、遂に半開の儘之を去るべし。

第二節 腔洗滌法

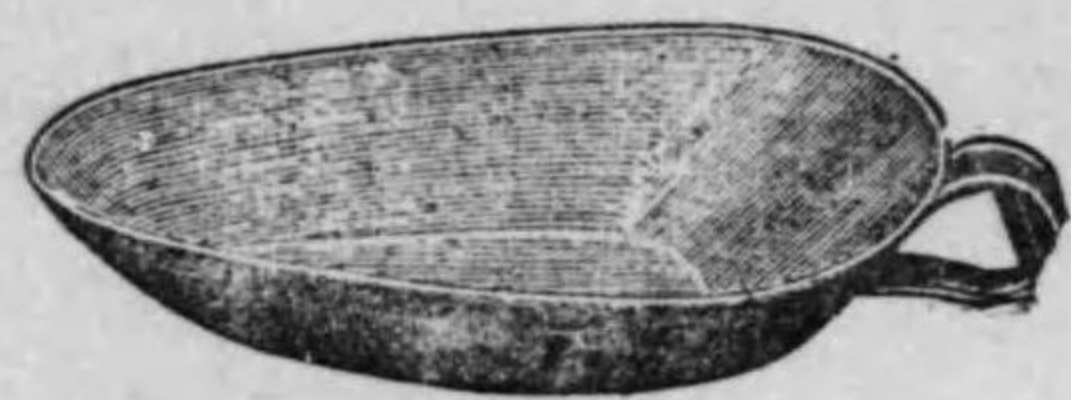
一 方法

患者を仰臥せしめ、下肢を股及膝に於て軽く屈げ之を左右に開かしめ、防水布及挿込便器(或は腰枕と受水盤)を臀部に置き、洗滌液を盛りたる「イルリガートル」を腔口より凡そ二尺の高さに舉げ、其

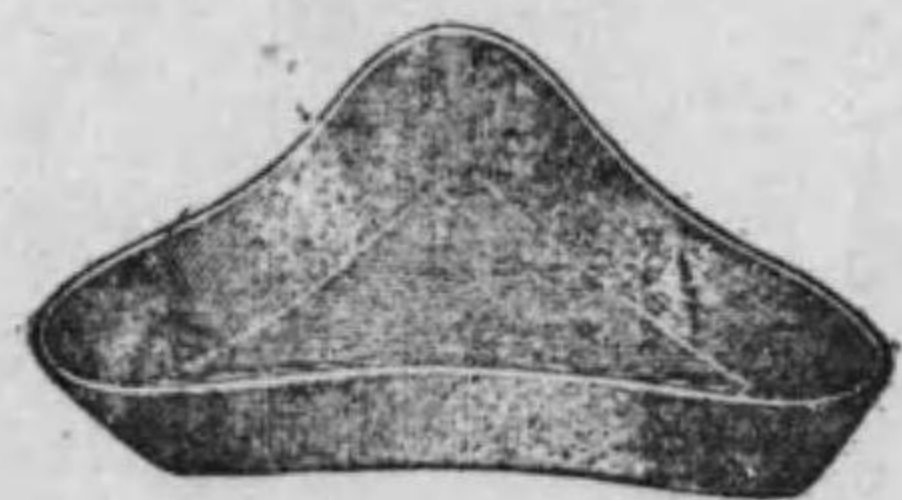


「ゴム」管内の冷液を去り、左手の拇示兩指にて小陰唇を開き、右手

圖十七百二第 盤水受



圖一十七百二第 盤水受



の示指を嘴管に添加して液を流出せしめつゝ、管内に挿入し、指と共に嘴管内を前後左右に静かに動かすべし。洗滌を終りたる時は、陰部及會陰部をよく洗ひ指にて腔の後壁を肛門の

方に壓迫して腔内に残留せる液を悉く流出せしむべし。洗滌液の種類は醫師の指圖に従つて定むべきものなるが、消毒に

用ふる液は通常次の如し。

二% 石炭酸水、一% リゾール水、

〇、一% 昇汞水、〇、一% 過満含酸加里水等

又洗滌液として次の如きものを用ふる事あり。

殺菌水、殺菌食鹽水、葛湯、一% 重曹水、二% 硼酸水等

三 洗滌液の温度

(一) 冷性腔洗滌 室温或は氷冷の温度

(二) 溫性腔洗滌 攝氏三六—三七度

(三) 熱性腔洗滌 攝氏四〇—五〇度

第三節 腔填塞法(腔タンポンの法)

一 目的

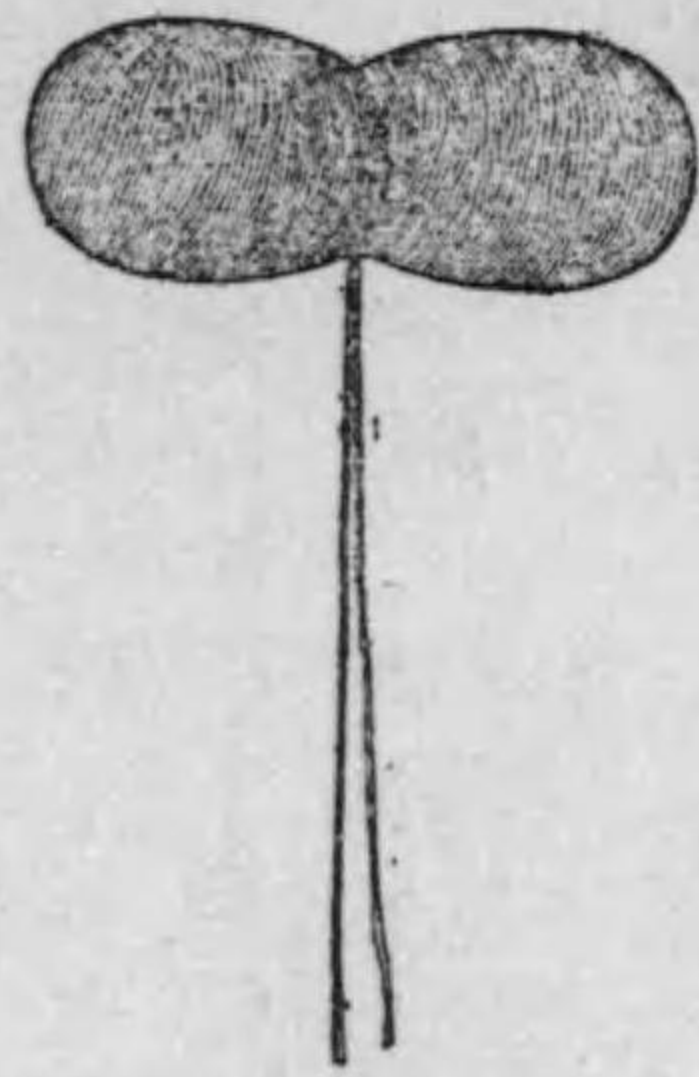
(一) 止血「タンポン」

子宮或は腔より大出血ある時に、救急處置として嚴重なる消毒の下に産婆自ら之を行ふ事を得。之を強實填塞法と云ふ。



(二) 薬液「タンボン」に綿球に薬液を浸して之を用ふるものにして、通常醫師の指圖に従ひて之を行ふべきものなり。

第二七百七二圖  
綿球



二 材料

- (一) 長さ「ガーゼ」
- (二) 長さ「ヨードフォルムガーゼ」
- (三) 綿球

三 消毒法

「ガーゼ」又は綿球は豫め蒸氣消毒をなしおくべし。若し其貯へなき時は煮沸消毒を行ひ、冷却の後消毒したる手にて之を絞りにて用ふる事あるべし。煮沸の暇もなき時は消毒液に浸したるものを直ちに絞りにて用ふる事あるべし。

四 挿入法

先づ腔内を洗滌し、血塊を去り、消毒したる子宮鏡を以て腔を開き、子宮ピンセットを用ゐて初めに腔穹隆部を填塞し、然る後可

第二百七十三圖

子宮錘子



成後腔穹隆部に向ひて壓しつけながら、漸次に腔内を強く填塞し、同時に子宮鏡を少し宛抜き出し、填塞を全く終りたる時は子宮鏡も全く抜き出すべし。「タンボン」の數二個以上ある時は、其一端を必ず腔口外に出し置き、且つ其數を記憶して醫師に必ず之を告ぐべし。

「タンボン」は挿入後十時間以内に交換すべきものなれども、醫師の未だ來診なき間に自ら之を除く時は、更に大出血の危険を招く事あるべし。



若し子宮鏡の準備なき時は、消毒したる左手の示中兩指を揃へて後脛穹隆部迄挿入し、之を導子として他手に持ちたる鑷子を以て「タンポン」を挿入すべし、

#### 第四節 導尿法 (人工排尿法)

種々なる方法を盡すも自然排尿を得ざる時は、已むを得ず排尿「カテーテル」を使用して導尿すべし。

第二百七十四圖 S字狀「カテーテル」



#### 一 「カテーテル」の種類

- (一) ネラントン式「カテーテル」
- (二) 金屬製「カテーテル」
- (三) 硝子製「カテーテル」
- (四) S字狀「カテーテル」

第二百七十五圖 金屬製排尿「カテーテル」



#### 二 「カテーテル」の消毒法

「カテーテル」は何れも五分間以上煮沸消毒すべし。

但し、ネラントン式「カテーテル」は五分を限り、硝子製「カテーテル」は之を熱湯中に入るには豫め温めたる後なるべし。

#### 三 「カテーテル」挿入法

先づ産婦を仰臥せしめ、膝及股を軽く屈げ大腿を左右に開か  
しめ、産婆は通常産婦の右側に來り、充分消毒したる左手の  
拇示兩指にて小陰脣を開きて尿道口を露はし、消毒液を浸し  
たる脱脂綿を用ひて、右手にて尿道口及其附近を充分に消毒  
し、然る後右手に「カテーテル」を持ち、其出口を拇指にて塞ぎ  
たるまゝ、これを尿道口より徐々に尿道内に、骨盤軸の方向  
に従ひて挿入し、膀胱に達したる後「カテーテル」の出口の拇指



をはなせば、尿は自然に流出すべし。  
 若し充分に排出せざる時は、助手をして静かに下腹部を壓迫せしめて排尿を助けしむべし。  
 かくして尿の全く排出したる時は、下腹部に於ける手の壓迫を去らざるうちに「カテーテル」を引き出すべし。但しゴム製「カテーテル」は出口に近い部分を壓迫して其管腔を閉塞しつゝ引出し、金屬製又は硝子製のものは拇指を以て出口を閉しつゝ引き出すべし。「カテーテル」を引き出したる後は管内にある尿を捨て、之を清洗したる後再び消毒し置くべし。外陰部も排尿後毎に必ず之を消毒せざるべからず。

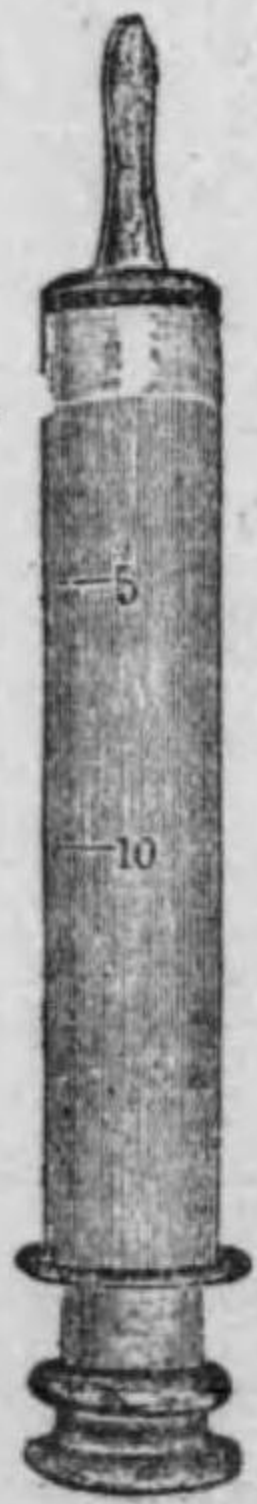
第五節 灌腸の種類及方法

一 排便灌腸(催下灌腸)

- (一) 微温湯……………
  - (二) 食鹽水(約百倍) 微温として半「リीडル」
  - (三) 石鹼水(約百倍)
  - (四) グリセリン……………
- 大人 清水と等分にしたるものを二〇—四〇瓦  
 初生兒 清水にて三倍に稀釋したるものを五—一〇瓦

第二百七十六圖

硝子製灌腸器



以上多量の液には流水器を用ひ、少量の液には水銃式灌腸器を用ふ。

(一) 準備 先づ臥床の上に防水布を敷き、此上に患者を側臥せしめ、臀部を明るき方に向けて之を床縁より少しく外方に出すべし。産婦・褥婦・重病者等なれば仰臥位に於て、兩下肢を膝及股に於て輕



く 屈げしめ 大腿を開かしめ、臀郡の下に挿込便器(或は腰枕と受水盤)を置くべし。

(二) 挿入 産婆は婦人の右側に來り、左手の拇示兩指にて肛門を露出せしめ、右手に洗水器の嘴管を取り、液を少しく排出して空気を去り、嘴管の先端に「オリーフ」油等を塗り、之を肛門内に靜かに骨盤軸の方向に従ひて約二寸挿入して後液を注入す可し。若し糞塊に突き當りたる時は、少しく引き戻して更に入ると可し。

(三) 注意 洗水器の高さは肛門より約一米(三尺)とし、液の注入し居る間は成る可く腹壓を禁ぜしむ可し。若し腹痛を感じたる時は「ゴム」管を壓迫して液の注入を止め、決して洗水器を下ぐる可からず、かくして所定の量を注入したる後は、靜かに嘴管をぬき取り、患者をして安靜ならしめ、便意を催すも少なくも十分間は液を流出せしめざる様仰制せしむ可し。此際産婆は肛門部を脱脂綿を以つて壓迫し居るを宜しとす。

▲ 水銃を用ふる場合にも、其嘴管を挿入するに先立ち内部の空気を去りて油を塗る事は同様にして、其挿入の方向も亦骨盤軸の方向に従ふべし。

二 藥液灌腸

(一) 止痢灌腸

澱粉湯・燕麥煎汁(五〇—一〇〇瓦)等を用ふ。其他藥液を混ざる事あり。

(二) 興奮灌腸

微温湯中に「ブランドー」其他藥品を混ざるものなり。

(三) 止血灌腸

氷冷の水其他藥品を用ふる事あり。

(四) 殺蟲灌腸

蟻蟲等を殺す爲めに藥液を用ふ。

(五) 鎮痛灌腸・催眠灌腸・鎮吐灌腸



何れも醫師の指圖に従つて薬液を用ふ。

### 三 滋養灌腸

食物を口より攝取し得ざるものに、肛門より注入するものなり。

例	牛乳	二〇〇、〇
卵黄	二個	〇
食鹽	二、〇	〇
葡萄糖	五、〇	〇

微温として一回の灌腸量とす。

△ 薬液灌腸及滋養灌腸何れも排便灌腸をしたる後に行ふを可とす。

### 四 高位灌腸(高位腸洗滌)

通常は生理的食鹽水を腸の深き部分に注入して、失はれたる血液を補ひ、又は腸内を洗滌する爲めに用ふ。其量は一〇三〇〇—五〇〇瓦にして、洗滌には引續き數回之を反復するが故に、數千瓦の液を用意すべし。

血液を補ふ目的には、腸壁より吸收せらるゝを要するが故に、假令便意を催すも出來得る限り之を抑制せしむべし。其用具としては澆水器(又は漏斗)と四—五尺の導水「ゴム」管及ネラト式腸「カテ」テル」を要す。

### 第六節 灌法の種類及方法

#### 一 冷灌法

##### (一) 冷水灌法

布を患部より少しく大きく疊み、之に冷水を浸し軽く絞りて貼ずべし。布は二個造りて之を交互に用ふべし。

##### (二) 氷灌法

氷を栗の大きさに碎きて其角を丸め、「ゴム」製・紙製・或は膀胱製の氷嚢中に半まで之を容れ空氣を除き、口を堅く縛り、四—五枚に疊みたる布の上より患部におくべし。



注意 一 凍傷を起さざる様、殊に衰弱せる患者に注意すべし。  
二 疼痛ある患部を壓迫せざる様注意すべし。

二 温罨法

(一) 湿性温器法  
適當の大きさに疊みたる「フランネル」又は「ガーゼ」に、攝氏四〇—五〇度の温湯又は温藥汁を浸して軽く絞りて用ふるものなり。これも二個作りて交互に取り換ふるを要す。

(附) 巴布

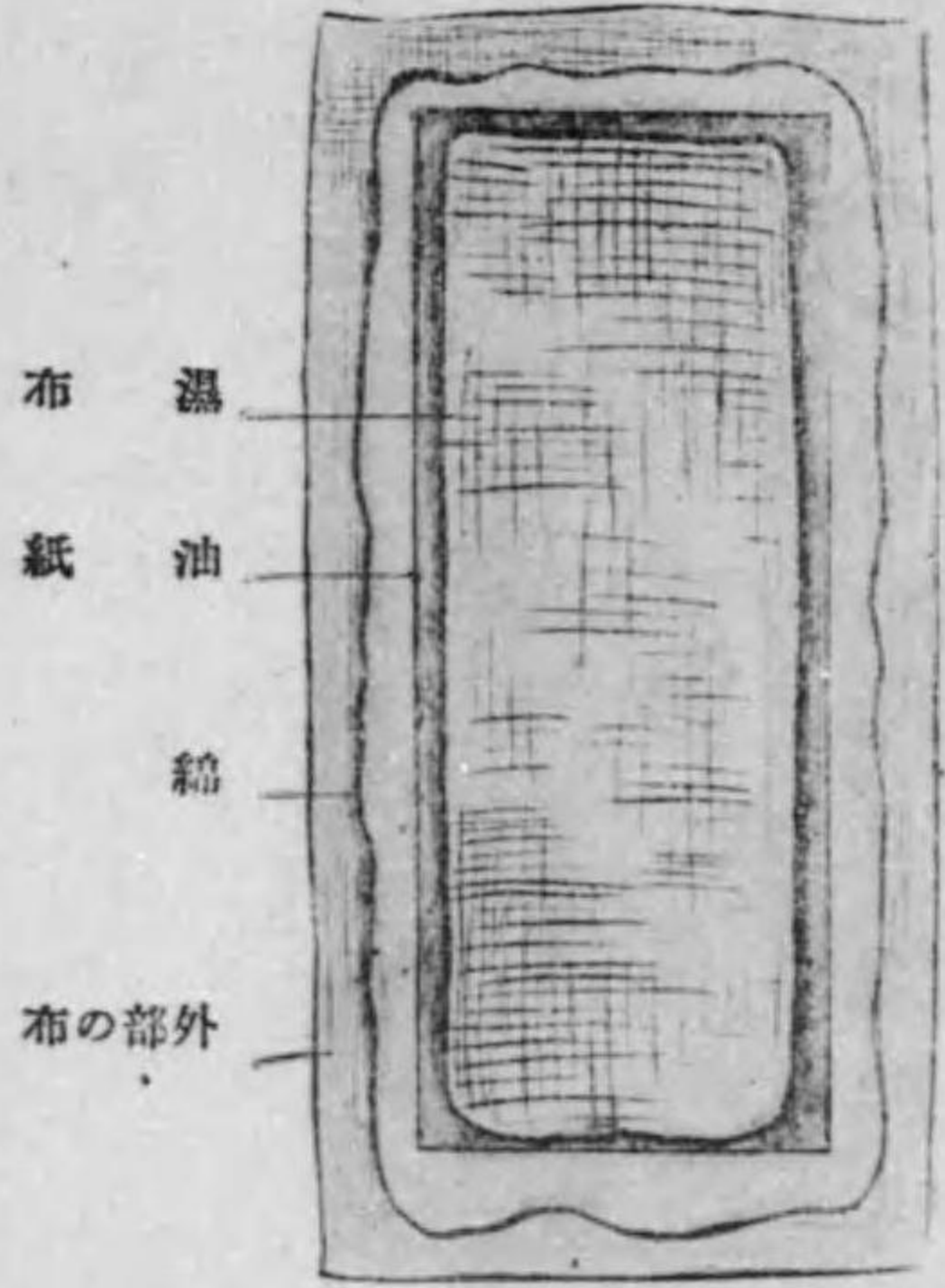
大麥、燕麥其他藥草等の粗粉を水にて煮沸し、稍々硬き粥狀となしたるものを、布に包みて用ふるものなり。或は蒟蒻を煮沸して布に包みて用ふる事あり。

(二) 乾性温器法  
温石、懷爐、湯婆等を布に包みて用ふる。

三 湿罨法 (ブリースニッツ氏罨法)

數枚に疊みたる「ガーゼ」、「タオル」、「フランネル」の類に室温(又は微温)の水(或は藥液)を浸し軽く絞

圖七十七百二第 法罨氏ツツニスーリブ



りて患部に貼じ、其上に防水材料を被ひ、其上を更に大なる綿にて被ひ、最後に繻帶等を以つて之を固定すべし。かくして漸次に體温によりてあた

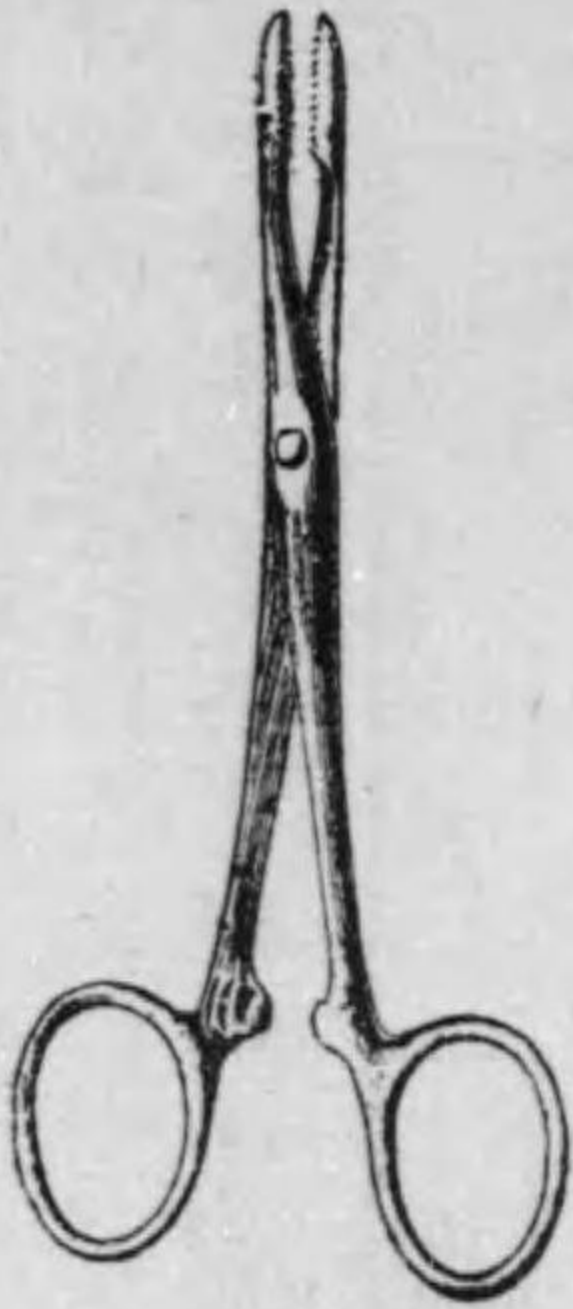
四 全身温湿布纏包法

いめ、湿布の乾燥せんとする前にこれを交換するものなり。  
通風なき温室に臥床を整へ、床上に毛布を敷き次に全身を包むに足るべき防水材料を延べ、最も上に攝氏六〇—七〇度の温湯を浸



(三) ハイステル氏開口器及舌鉗子

圖二十八百二第  
子鉗拭清  
(ルベッツ)



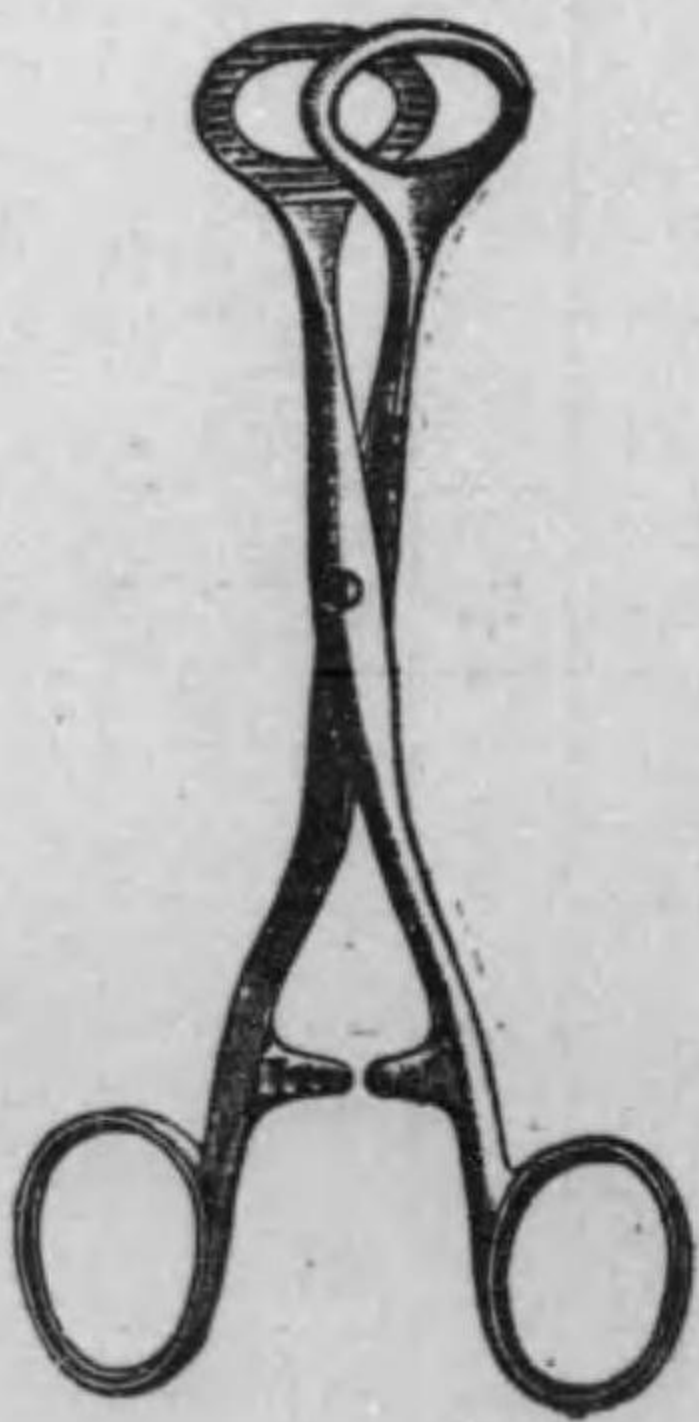
圖三十八百二第  
及針射注  
器射注下皮氏シマトルハ



圖十八百二第  
器口開氏ルテスイハ



圖一十八百二第  
子鉗舌

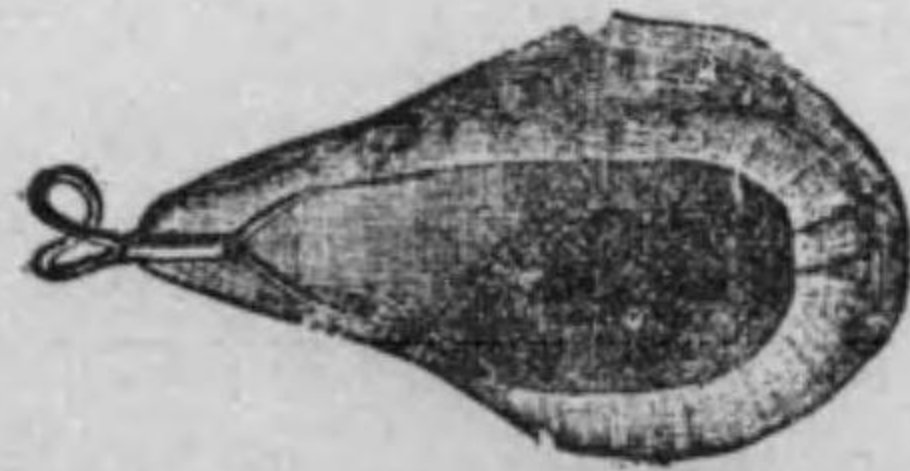


(一) クロ、フォルム及滴蟻  
(二) 假面及「リント」

圖八十七百二第



圖九十七百二第  
面假用醉麻



一 麻酔の準備  
第七節 麻酔の介助

第一編 重要なる看護法及介助法  
 したる大なる布を擴げ、其の冷へざるうちに此の上にて裸體の患者をのせて手早く全身を纏包し、頭部及び手のみを残り、更に防水材料にてつゝみ、其上を毛布にて包み、尙適當なる被褥を與へて三〇分—一時間温保すべし。之を去らんとするには、通風なき温かき室に於てし、乾燥せる「タオル」にて全身を拭ひ、直ちに豫め温めおきたる衣服を着せしむ可し。



(四) 清拭鉗子及ガーゼ片  
(五) 膿盆、注射器及注射薬

### 二 麻醉の度の適否

第四十四表 麻醉の度の適否一覽

呼吸	脈搏	瞳孔大小	瞳孔反應	眼瞼反應	不 足	適 度	過 度
速、 淺	速	大	有	有	平	強	不 整 停 止
静	緩、 強	小	鈍	無	頻 數 微 弱	大	

右の表によりて麻醉の不足なるを知る時は尚ほ之を續行して可なれども、其過度なるを知りたる場合には直ちに之を醫師に告げ、其指圖に従ひて麻醉薬の點下を止むべし。若し然らずして過度の場合に麻醉を尙續くる時は、呼吸作用及

び心臟作用共に麻痺して遂に死亡するに至るべし。

### 三 麻醉中の障碍

(一) 嘔吐

麻醉の尙不足なる場合には屢々嘔吐を來し且つ呼吸の不整となる事あり。此場合には先づ頭部を前屈せしめたる後顔面を側方に向はしめ以て吐物の流出を計り、開口器及清拭鉗子を用ひて口腔内の吐物を拭ひ去り、尙ほ醫師の指圖に従つて麻醉を續行すべし。

(二) 呼吸障碍

麻醉中時として舌麻痺を起し、舌根にて喉頭を壓し呼吸を妨ぐる事あり。然る時は  
(1) 下顎骨の隅角に左右の示指を貼て、之を前方に徐々に強く押し出す時は、其骨と共に舌は前方に動かされて其障碍を去るを得。之によりて奏効せざる時は

第二八百八十四圖

舌麻痺の際に下顎骨を押し出す状態





(2) 開口器により口を開き、舌鉗子を以て舌を引き出すべし。

(三) 呼吸の中止

麻醉尙不充分的なる場合に於ては自ら呼吸を止むる事あり。然る時は深き呼吸を命じ或は胸部等を軽く刺戟して呼吸を促すべし。

麻醉過度にして呼吸中止したる時は、直ちに麻醉を中止して人工呼吸法を施すべし。

第二編 器械並に繃帯の名稱及使用法

第一章 産科器械の名稱

一 産科鉗子

産科鉗子は其兩葉にて兒頭を挟み以て胎兒を挽き出すに用ふるものにして、産婆は先づ其左葉を醫師に渡し、醫師が其挿入を終り

第二百八十五圖 産科鉗子



(右葉)  
(左葉)

て更に右葉を挿入せんとする時其左葉を保持すべき事を命ぜられたる場合には、必ず醫師の命じたる位置の儘に毫も移動せしめざ



る様之を保持すべし。

### 二 穿顱器

第二百八十六圖

ネーゲレー氏穿顱器



第二百八十七圖

圓鋸狀穿顱器



ネーゲレー氏穿顱器、圓鋸狀穿顱器等あり。胎兒の頭蓋を穿孔するに用ふ。

### 三 碎頭器(一名「クラニオクラスト」)

第二百八十八圖  
器頭碎氏ンウラブ



穿顱器にて穿孔したる後頭蓋を碎挫し且つ之を挽き出すに用ふ。

### 四 斷頭鈎

第二百八十九圖

斷頭鈎



胎兒の頸部に鈎し、之を捻り以て頭部と軀幹とを切り離すものなり。



五 鈍鉤

第三編 器械並に繃帯の名稱及使用方法

第二百九十四圖

鈍鉤



胎兒の腋窩又は股等に鉤して之を挽き出すに用ふ。

六 メスナルド氏骨鉗子

第二百九十一圖

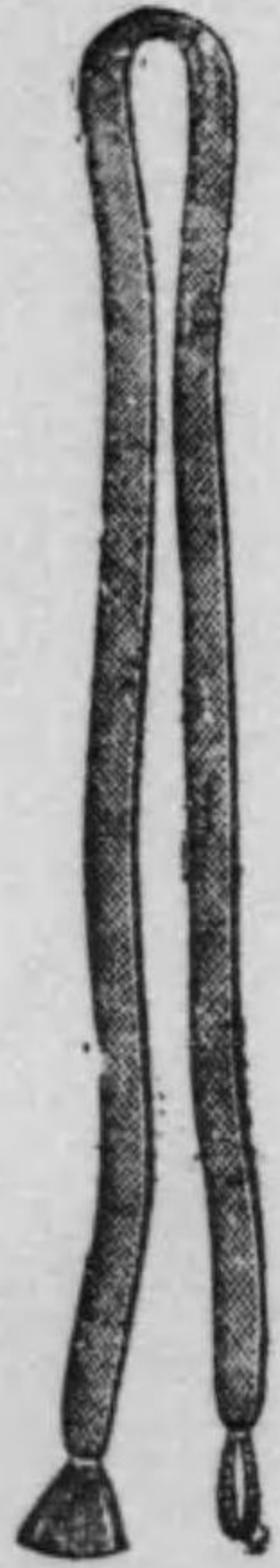
メスナルド氏骨鉗子



七 廻轉紐

第二百九十二圖

廻轉紐



八 臍帶復納器

第二百九十三圖

臍帶復納器



九 子宮洗滌用カテーテル  
（一名ボーゼマン氏子宮洗滌用カテーテル）

第二百九十四圖

子宮洗滌用「カテーテル」

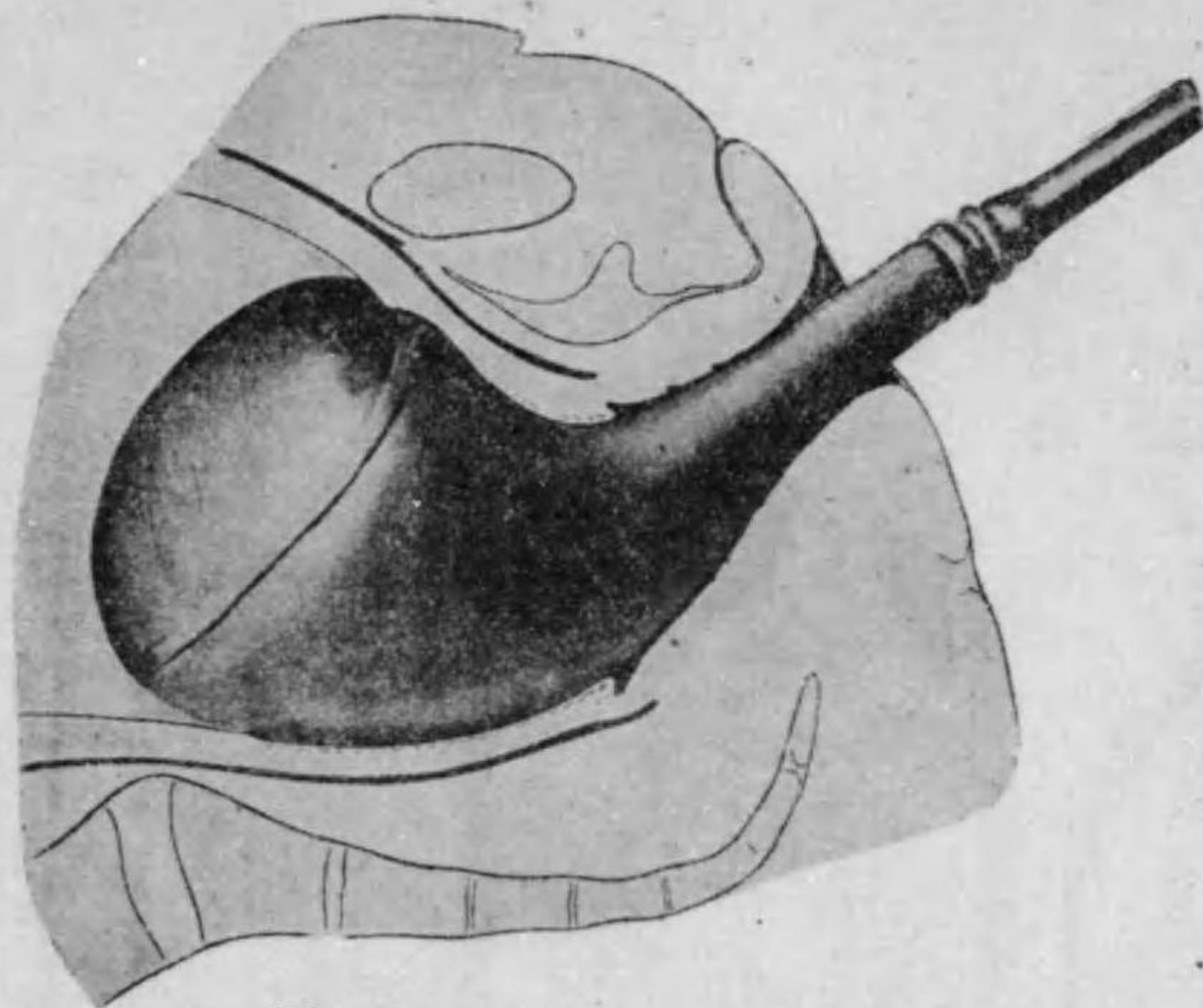




第三編 器械並に綑帶の名稱及使用法  
 十子宮頸管擴張用護謨球

七九八

圖五十九百二第  
 (圖用使) 球護謨氏エチペンヤシ



圖六十九百二第



口内宮子 口外宮子

バルン氏護謨球 (使用圖)

十一 金屬製頸管擴張器

第二百九十七圖



十二 クーベル氏剪刀及ジーボルト氏剪刀

十三 無鉤鑷子及有鉤攝子

第二百九十八圖



第二百九十九圖



第一章 産科器械の名稱

七九九



十四 コツヘル氏止血鉗子(百四十四圖)ペアン氏鑷子(第百四十四圖)に類し先に鈎なきもの(及シーベル氏鑷子一名外科用止血鉗子)

第三百圖  
シーベル氏鑷子



十五 麥粒鉗子及胎盤鉗子

第三百一圖

麥粒鉗子



第三百二圖

胎盤鉗子



十六 單鉤鉗子及雙鉤鉗子

第三百三圖

單鉤鉗子



第三百四圖

雙鉤鉗子



十七 持針器(一名把針器)及縫合針

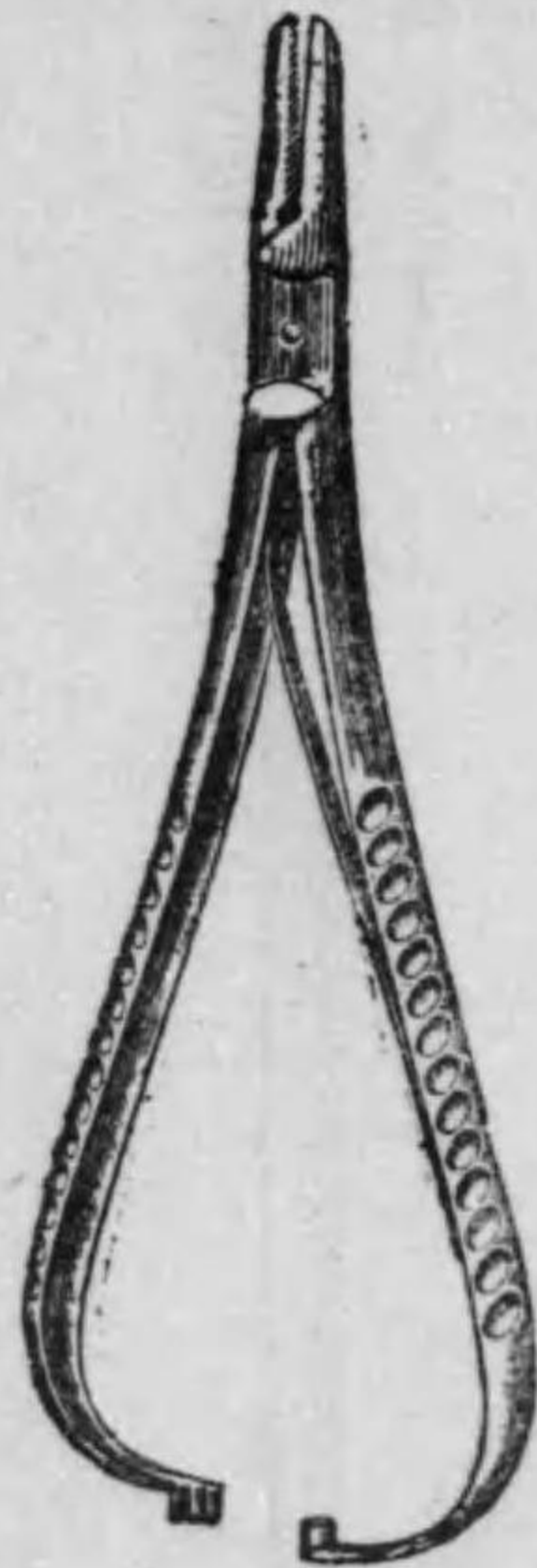


第三百五圖

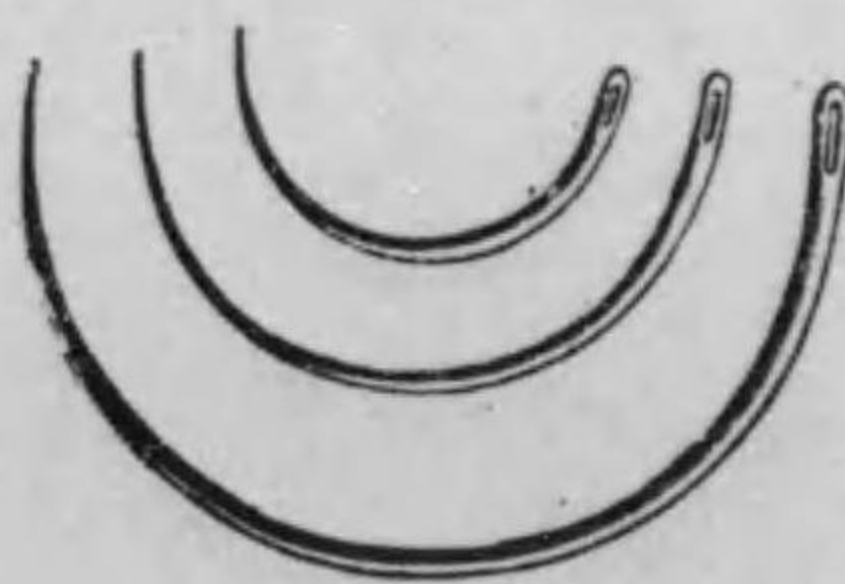
ローゼル氏持針器



圖六百三第  
器針持氏ウエチマ



圖七百三第  
針合縫

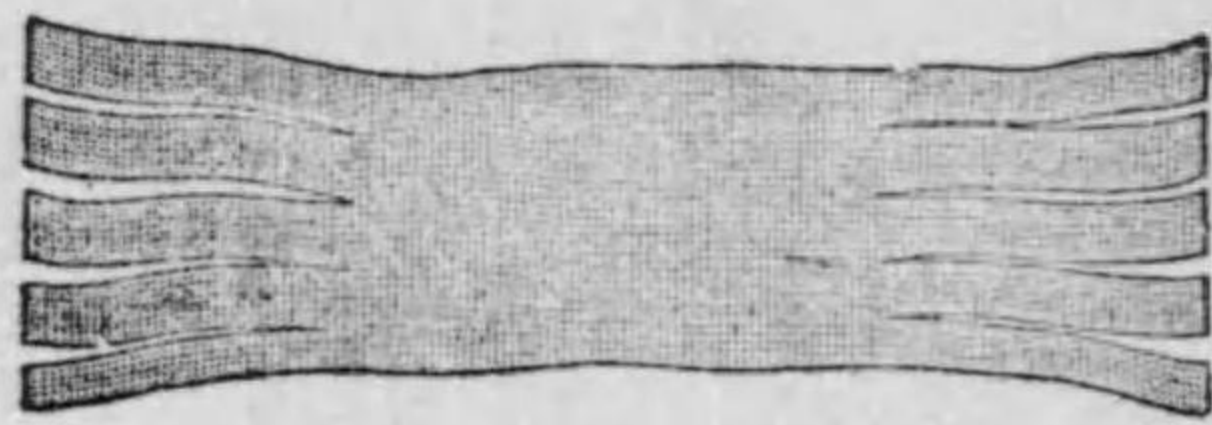


第二章 産婆に必要な繙帯

一 腹帯  
妊娠中は木綿布を幅廣き儘帯の如くに纏ふも可なれども、産褥中

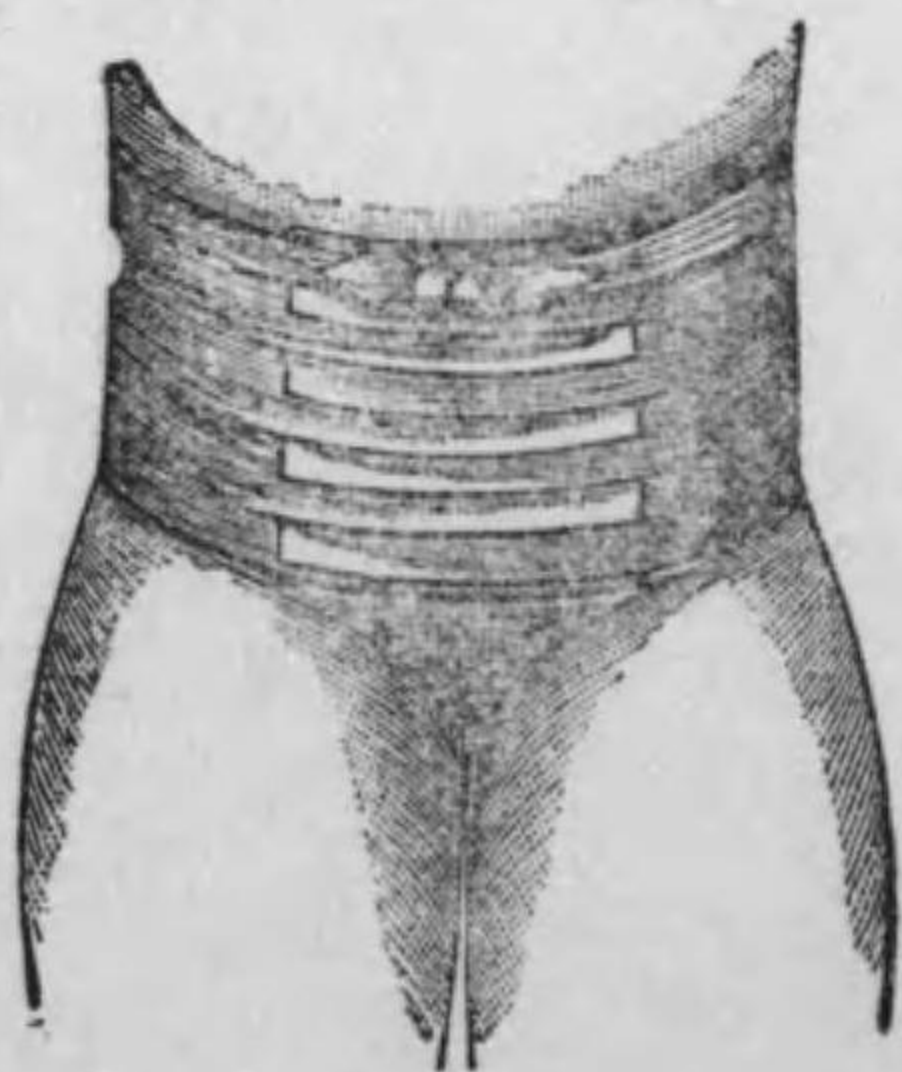
圖八百三第

(枚一の側外最) 帯 腹



圖九百三第

(圖用使) 上 同



第二章 産婆に必要な繙帯



安臥を要する際には之を解くに不便なるを以て、先づ晒木綿鯨三尺三寸のものを二三枚重ね其最も外側の一枚を兩端より縦に五六條に裂き、内側のものを腹壁前面にて幅廣き儘左右より合せたる後、外側の裂片を通常下方より左右交互に斜に交叉せしめ、最後の左右の裂片は之を結びて固定す。

二 初生兒用腹帶

之は臍帶殘片をガーゼにて包みたる後に、之を固定するに用ふ。長は鯨一尺二寸、幅は木綿幅の三分の一とし、通常三枚を重ね、其外側の一枚丈は兩側より二三條に割き、巻き方は前と同じ。

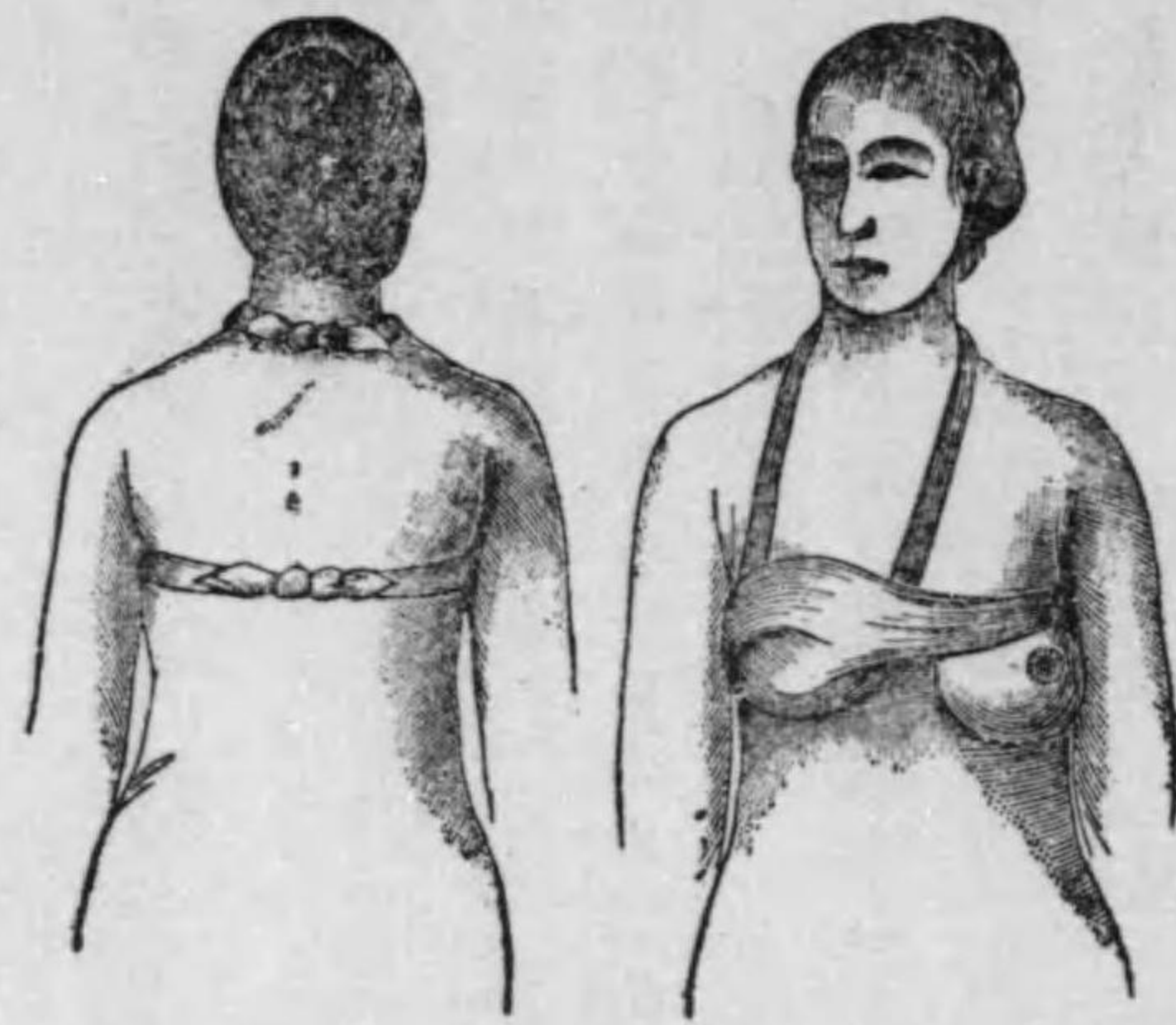
三 提乳帶

乳房の緊張して疼痛ある時、或は乳腺炎等の場合に、乳房を壓迫し且つ之を提擧するに用ふ。

木綿半幅にして鯨三尺三寸のもの、兩端を縦に二條に裂き、其中央部を乳房に貼て、其下縁の裂片を後頸部に於て結び、上縁の裂片

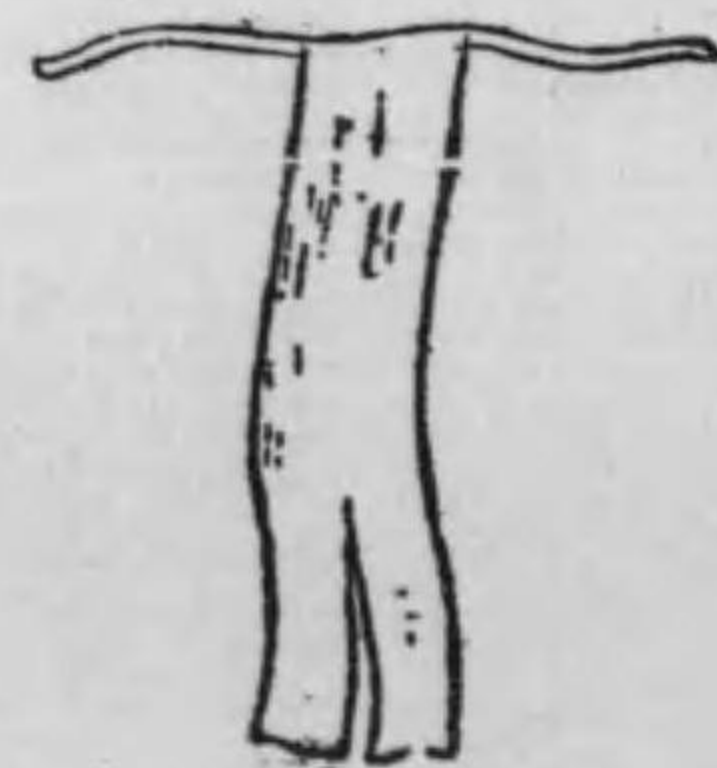
片を横に巻きて兩腋を越えて背部に於て結ぶ。

圖十百三第 帶乳提 (面 前)



圖一十百三第 上 同 (面 後)

圖二十百三第 帶 字 丁



四 丁字帶  
木綿半幅又は木綿幅二尺餘を取り、其一端に紐をつけ他端を二裂して用ふ。



### 第三編 産婆に關する法令

#### 第一章 産婆試験規則 (明治三十二年九月 内務省令第四九號)

第一條 産婆試験願出の期日舉行の期日及場所は地方長官之を告示す  
第二條 試験科目は左の如し

#### 學說

- 第一 正規妊娠分娩及其取扱法
- 第二 正規産褥の経過及褥婦生兒の看護法
- 第三 異常の妊娠分娩及其取扱法
- 第四 妊婦産婦褥婦及生兒の疾病消毒の方法及産婆心得

實地試験若くは模範試験

第三條 學說試験に合格したるものに非ざれば實地試験を受くる事を得ず

第四條 學說試験に合格し、實地試験に落第したる者、又は實地試験を受けざる者は、次回以後の試験に於て實地試験のみを受くるを得

第五條 産婆試験を受けんとする者は、産婆學校産婆養成所等の卒業證書若くは修業證書、又は産婆若くは醫師二名の證明ある修業履歴書を添へ地方長官に願出づべし

但し第四條に依り實地試験のみを受けんとするものは學說試験合格の證明書寫を添へ願出づべし

第六條 地方長官前項の願出を許可する時は指令を要せず其願書を受理し、許可せざる時は之を却下す  
第六條 産婆試験を願出づるものは収入印紙を以て試験手数料金壹圓を納附すべし、但し納附したる手数料は之を還付せず

第七條 地方長官は學說試験及實地試験に合格したる者には合格證書を交付し、學說試験に合格したる者には證明書を交付す

第八條 地方長官は受験人心得其他試験場の整理に關する條規を定め試験場に掲示すべし  
當該官吏は受験人心得其他前項の條規に違背したる者に退場を命ずる事を得



第二章 産婆規則 (明治三十二年七月勅令第三百四十五號 大正六年七月改正)

第一條 産婆たらんとするものは、二十年以上の女子にして、左の資格を有し、産婆名簿に登録を受くる事を要す

- 一 産婆試験に合格したる者
- 二 内務大臣の指定したる學校又は講習所を卒業したる者
- 三 外國の學校若くは講習所を卒業し、又は外國に於て産婆免許を得たる者にして、内務大臣の適當と認めたる者

第二條 産婆試験は地方長官之を施行す。

第三條 一ヶ年以上産婆の學術を修業したるものに非ざれば、産婆試験を受くる事を得ず

第四條 産婆名簿は、地方長官之を管理す (八一四頁參照)

産婆名簿に登録を受けんとするものは、産婆試験合格證書、又は卒業證書、又は免許證を添へ地方長官に願出づべし

産婆名簿の登録事項に異動を生じたる時は、二十日以内に産婆名簿の訂正を願出づべし。

産婆名簿の登録事項は内務大臣之を定む

第五條 産婆其住所を移したる爲め、管轄地方廳を異にする時は、直ちに前の管轄地方廳に産婆名簿取消の登録を願出で、後の管轄地方廳に産婆名簿の登録を願出づべし

前項の登録換へを爲さざる者は、産婆の業務をなす事を得ず

第六條 産婆廢業したる時は、二十日以内に、地方長官に、産婆名簿取消の登録を願出づべし

産婆失踪又は死亡したる時は、戶籍法に依る届出義務者より、二十日以内に、地方長官に、産婆名簿取消の登録を願出づべし

第七條 産婆は、妊婦・産婦・褥婦又は胎兒・生兒に異常ありと認むる時は、醫師の診療を請はしむべし、自ら其處置を爲すことを得ず、但し臨時應急の手當は此限に非ず

第八條 産婆は、妊婦・産婦・褥婦又は胎兒・生兒に對し、外科手術を行ひ、産科器械を用ひ、藥口を投與し、又は之が指示を爲すことを得ず

但し、消毒を行ひ、臍帶を切り、灌腸を施すの類は此限に非ず

第九條 産婆は、産婆名簿に登録を受けざるものに、妊婦・産婦・褥婦又は胎兒・生兒の取扱を專任する事を得ず



産婆は、自ら検案せずして、死産證書又は死胎検案書を交附することを得ず

第十條 産婆にして、墮胎の罪其他業務に關する罪、又は禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したる時は、地方長官は産婆の業を禁止し、又は一年以内之を停止することを得

産婆名簿登録前に犯したる罪に就ても亦同じ

第十一條 試験に關する規程に違背したる者ある時は、其試験を無効とする事を得、若し既に登録を受けたる時は、其登録を取消すことを得

第十二條 地方長官は、産婆の業を禁止し、又は停止したる後、本人の行狀により、其禁止又は停止を解除する事を得

第十三條 産婆試験を受けんとするもの、又は産婆名簿に登録を願出づる者にして、試験又は登録の以前、墮胎の罪其他業務に關する罪、禁錮以上の刑に處せらるべき罪を犯したる者、又は試験に關する規程に違背したる者なる時は、試験又は登録を許可せざる事を得

第十四條 産婆にして三ヶ年其業を営まざる時、又は瘋癲白痴不具廢疾となり、其業を營むに堪へずと認むる時は、地方長官は産婆名簿の登録を取消すことを得

第十五條 産婆名簿の登録、登録の取消、主要なる登録事項の訂正、並に産婆業の禁止又は停止及

其解除は、地方長官之を告示すべし

第十六條 左に掲ぐる者は、五拾圓以下の罰金に處す

- 一 産婆名簿に登録を受けずして、産婆の業務を爲したる者
- 二 産婆名簿の登録を取消されたる後、産婆の業務を爲したる者
- 三 産婆の業を禁止又は停止せられたる後、産婆の業務を爲したる者
- 四 第三條に關し虚偽の證明又は陳述を爲したる者
- 五 第七條乃至第九條に違背したる者

第十七條 第四條第三項、第五條第二項及第六條に違背したる者は、科料に處す

附則

第十八條 本令施行以前、内務省又は地方廳より、産婆の免狀又は鑑札を受け、現に其業を營む者は、本令施行後六ヶ月以内に地方長官に願出で、産婆名簿に登録を受ける事を得

第十九條 地方長官は、産婆に乏しき地に限り、當分の内、出願者の履歴により、業務の地域及五ヶ年以内の期限を定め、産婆の業務を免許する事を得

前項の免許を受けたる者は、産婆に準じ本令を適用す、但し、産婆名簿に登録する限りに非ず



第二十條 本令は明治三十二年十月一日より之を施行す。

第三章 產婆名簿登録規則 (明治三十二年内務省令第四十八號)

第一條 產婆名簿には、左の事項を登録すべし

- 一 登録番號、登録年月日
- 二 族籍(外國人なる時は其國籍)、氏名、年齢、住所、
- 三 產婆規則第一條規定の資格を取得したる年月日、並に同上第一の資格に付ては試験を受けたる地方廳名
- 四 開業地(住所以外の地に於て開業する者又は出張所を設くるものは之を記載す)
- 五 業務に關する犯罪、禁錮以上の刑に該る犯罪(其年月日事由)
- 六 產婆業の禁止・停止・解除(其年月日事由)
- 七 名簿取消の年月日事由

第二條 產婆名簿は、別記様式に依り調製すべし

第三條 產婆の業を營さんとする者は、本令第一條第二號第三號第四號の事項を明記して、其住所

地を管轄する地方廳に願出で、產婆名簿に登録を受くべし(區役所經由を要す)

第四條 產婆規則第五條第一項の場合に於ては、前の管轄地方廳は、產婆名簿の取消の登録を爲し、其登録事項の謄本を以て、後の管轄地方廳に其旨通知すべし

後の管轄地方廳は、前の管轄地方廳の通知を俟たず、本人の願出で依り、直ちに產婆名簿に登録を爲すべし

但し、必要と認むる場合に於ては、前の管轄地方廳の告示を俟ち、又は之が照會を経たる後登録をなすべし

第五條 產婆名簿の訂正又は取消の登録を爲す時は、其部分に朱線を劃し、訂正又は取消の事由年月日を朱記すべし

第六條 產婆名簿に登録を受けたる者、謄本手数料金五拾錢を納附する時は、登録の謄本を受くる事を得

謄本手数料は、収入印紙を以て納附すべし



名簿取消の年月日	犯罪及行政處分	資格取得年月日 資格受驗地方廳名	開業地	住所	族籍	登録年月日	登録番號	種類	何	年月日	誰
								類	事	生	事

第四章 刑法

第三百三十四條 醫師・藥劑師・藥種商・産婆・辯護士・看護人・公證人又は此等の職業に在りし者、其業務上取扱ひたることに付き知得たる人の秘密を故なく漏泄したる時は、六月以上の懲役又は百圓以下の罰金に處す(以下略)

第三百三十五條 本章の罪は告訴を待て之を論ず

第二百十二條 懐胎の婦女、藥物を用ひ又は其他の方法を以て墮胎したるときは、一年以下の懲役に處す

第二百十三條 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる者は、二年以下の懲役に處す、因て婦女を死傷に致したる者は、三月以上五年以下の懲役に處す

第二百十四條 醫師・産婆・藥劑師又は藥種商、婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる時は、三月以上五年以下の懲役に處す

第二百十五條 婦女の囑託を得ず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す



懲役に處す

前項の未遂罪は之を罰す

第二百十六條 前項の罪を犯し因て婦女を死傷に致したる者は傷害罪に比較し重きに從つて處斷す

### 第五章 證言拒絶權

#### 刑事訴訟法

第二百二十五條 左に記載したる場合に於ては證言を拒むことを得

第一、(略)

第二、醫師・藥劑師・藥種商・産婆・辯護士・公證人又は此等の職に在りし者、及び宗教若くは禱祀の職に在る者、又は此等の職に在りし者、其業務上取扱ひたることに付き知得たる事實にして黙秘すべきものに關するとき(刑法施行法第四十條を以て本號改正)

證言を拒む者は拒絶の原因たる事實を開示し且つ之を説明す可し。

#### 民事訴訟法

第二百九十八條 左の場合に於ては證言を拒む事を得

第一、(略)

第二、醫師・藥種商・穩婆・辯護士・公證人・神職及僧侶が、其身分又は職業の爲め委託を受けたるに因りて知りたる事實にして、黙秘すべき事に關する時

### 第六章 警察犯處罰令 (明治四十一年九月 内務省令第十六號)

第三條 左の各項の一に該當する者は二十圓以下の科料に處す

- 一 許可なくして人の死屍又は死胎を解剖し、又は之れが保存を爲したる者
- 七 開業の産婆故なく妊婦・産婦の招きに應ぜざる者

### 第七章 警視廳令

第四二號「開業届出の件」(明治三十九年七月)

獸醫・産婆・藥種商・製藥者開業したるときは、十日以内に左の事項を具し、其免狀又は免許鑑札の寫若くは登録謄本を添へ届出づべし。



一 業體

二 開業場所

三 族籍、住所

四 氏名

五 生年月日

前項届出の事項に異動を生じたる時、又は廢業したるときは、十日以内に、死亡したるときは、戸籍法に依る届出義務者より、二十日以内に其旨届出づべし  
本令に依る届出は開業場所所轄警察官署に之を爲すべし  
本令に違背したる者は拘留又は科料に處す

第四三號『出張所届出の件』(明治三十九年七月)

獸醫及産婆にして診療所・治療所の出張所を設けたるときは、其場所及就業時間を記し(若し業務代理者を置く時は、其の住所氏名を記し、登録謄本又は免狀寫を添附すべし)十日以内に設置場所所轄の警察署に届出づべし、異動を生じたる時も亦同じ  
本令に違背したる者は拘留又は科料に處す

第六號(明治三十年二月)

胞衣及産穢物を投棄し、又は人家若しくは井戸を距る五間以内の地に埋納すべからず、其五間以外の地と雖も穴の深さを三尺以上と爲すにあらざれば之を埋納する事を得ず  
本令を犯したる者は二日以上五日以下の拘留又は五拾錢以上壹圓五拾錢以下の科料に處す

追加

醫師及産婆は、妊婦四ヶ月以上にして流産或は死胎分娩せしものは、左の書式により調印の上其家人に與ふべし(左の書式とは八二〇頁の書式と同様)

第八章 死産證書及死胎檢案書

内務省令第四十一條(明治三十三年九月)

第二條 醫師及産婆は其作爲すべき死産證書又は死胎檢案書に左の諸件を記載すべし

- 一 父の氏名職業、(私生子ニ在テハ母ノ氏名職業)及父母の出生年月日
- 二 死胎の嫡出子、庶子、私生子別及男女別
- 三 妊娠の月數
- 四 分娩の年月日及其場所



死産證書 (死胎検査書)

一 父の氏名	(私生子ニアリテハ母ノ氏名トス)
二 父の生れたる日	(私生子ニアリテハ之ヲ除ク)
三 母の生れたる日	(必ず記入)
四 父の職業	(私生子ニアリテハ母ノ職業トス)
五 妊娠の月数	ケ月
六 分娩の時	大正 年 月 日 午前 午後 時
七 分娩の場所	
八 死胎男女の別	(不明ナレハ其理由ヲ記ス)
九 死胎嫡出子、庶子、私生子の別	

右 證明(検査)候也 住所 氏名  
 大正 年 月 日 産婆 氏名

第四編 産婆の資格及心得

第一章 産婆の資格

一 肉體的方面

- (一) 體質……強壯
- (二) 年齢……二〇歳以上
- (三) 五官器……鋭敏
- (四) 手指……健全

二 精神的方面

- (一) 相当學力を有し、常識を備へ、技術に秀て
- (二) 同情に富み
- (三) 意志強固、思慮周密、決斷明快
- (四) 法令を遵守し、産婆心得を勵行し得べきもの



第二章 産婆の心得

一 業務に關し

- (一) 法令を遵守すべき事
- (二) 業務に忠實熱心にして、責任を重ずる事
- (三) 常に學術及技倆の進歩をはかる事
- (四) 大膽にして、小心なる事

二 産家に關し

- (一) 親切にして、慈愛深き事
- (二) 寡慾にして、廉潔なる事
- (三) 正直にして、公平なる事
- (四) 徳義を重じ、秘密を口外せざる事

三 關係業務者に對し

- (一) 尊長及先輩を尊敬し
- (二) 謙讓にして、信義を重じ
- (三) 寡言にして、寛大なるべき事

四 自身に關し

- (一) 貞淑にして、品性の陶冶を怠らざる事
- (二) 衛生を重じ、殊に清潔に意を用ふる事
- (三) 清楚にして、起居動作を慎む事



大正八年六月廿一日  
大正九年六月廿一日  
大正八年六月廿一日  
大正九年六月廿一日  
印刷發行  
印刷發行  
印刷發行  
印刷發行

正價金八拾錢

送料金四錢

佐久間兼信

發行者兼  
發行所

東京市神田區三崎町三丁目一番地  
私立東京助醫女學校  
電話番町二六八・接替東京三九九一

印刷者

東京市神田區美土代町二丁目一番地  
島連太郎

印刷所

東京市神田區美土代町二丁目一番地  
三秀舍

特約賣捌

東京市本郷區龍岡町三十四番地  
南山堂書肆  
電話下谷四一七八・接替東京六三三八





肆 書 捌 賣

本郷區湯島切通坂町  
 日本橋區通三丁目  
 本郷區春木町二丁目  
 同區同町三丁目  
 本郷區龍岡町  
 同區湯島切通坂町  
 神田區鍛冶町  
 本郷區元富士町  
 本郷區元富士町  
 本郷區龍岡町  
 本郷區龍岡町  
 本郷區龍岡町  
 湯島切通坂町  
 同  
 神田區表神保町  
 芝區愛宕町  
 大坂市中心齋橋筋一丁目  
 同博勞町  
 名古屋市中區榮町

南江堂書店  
 丸善書店  
 半田屋書店  
 南江堂支店  
 吐鳳堂書店  
 金原書店  
 朝香屋書店  
 明文館書店  
 文光堂書店  
 朝陽堂書店  
 根津書店  
 文榮堂書店  
 宮澤書店  
 富倉書店  
 東京堂書店  
 明文館支店  
 松村九兵衛書店  
 丸善書店  
 丸善書店  
 同  
 同

名古屋市中區老松町  
 名古屋市中區横三藏町  
 京都市三條寺町  
 同寺町通  
 同三條通  
 仙臺市國分町  
 長崎市引地町  
 熊本市新二丁目  
 同洗馬町  
 鹿兒島市仲町  
 岡山市内山下  
 同東中山下  
 福岡市博多  
 金澤市片町  
 金澤市廣坂通  
 新潟市古町通  
 千葉縣千葉町

大竹書店  
 三輪書店  
 南江堂京都支店  
 若林茂一郎  
 丸善支店  
 丸善支店  
 集榮堂書店  
 長崎次郎  
 芹川書店  
 谷村書店  
 渡邊書店  
 文江堂書店  
 丸善支店  
 宇津宮書店  
 いのや書店  
 萬松堂支店  
 明文館支店  
 松田屋書店  
 豐文堂書店



56  
142



終

